嵐山町公共施設等総合管理計画改定版

令和 4年(2022)3月改定 平成29年(2017)3月策定

嵐山町

目 次

第1章	章 背景と計画	1
11	計画	1
	1.1 目的	
1.1	1.2 位置づけ	
1.1	1.3 計画期間	2
1.1	1.4 対象施設	3
1.2	背景	9
1.2	2.1 公共施設等の更新問題	9
1.3	国の動向	11
1.5	3.1 インフラ長寿命化基本計画	11
1.5	3.2 公共施設等総合管理計画	11
1.5	3.3 過去に行った対策の実績	12
第2章	章 町の現状と課題	13
21	人口と財政	13
	1.1 人口動向	
	1.2 財政の状況	
	公共施設等の現状と課題	
	2.1 公共施設の現状	
2.2	2.2 公共施設等の問題点	22
第 3 章	章 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み	26
3.1		
0.3	1.1 単純法に基づく推計	
	1.2 平成 28 年度法・長寿命化に基づく推計1.3 公共施設の中長期的な更新等費用の試算	
	1.3 公共旭設の中支効的な英利等賃用の試算財源見込みの検討	
	中長期的な経費見込み	
	数値目標の検討	
	章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
	基本的な考え方	
	公共施設等の管理に関する基本方針	
	全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針	
	3.1 マネジメントの実施体制	
第5章	章 施設類型別の管理基本方針	56
5.1	公共施設の管理基本方針	56
5.2	インフラの管理基本方針	59

第1章 背景と計画

計画

1.1.1 目的

本町では、町が所有する公共施設等の総合的及び計画的な管理を円滑に推進するため、 平成29年(2017)3月に策定した「嵐山町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総 量適正化の検討や「嵐山町公共施設個別施設計画」の策定(令和3年(2021)8月)を進め てきました。

また、国からは「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」 (平成30年2月27日付け総財務第28号)及び「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(平成30年4月25日付け事務連絡)等により、更なる公共施設の適正管理の推進が求められています。



1.1.2 位置づけ

本計画は、町が所有する公共施設及びインフラ資産について様々な角度から分析・評価を行うことで 中長期的な見通しを把握し、施設全体及び施設類型ごとの基本的な考え方について整理するとともに、上記通知や「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日付け総財務第6号)等を踏まえた改定を行うものです。

🔊 公共施設

公用又は公共の用に供するため町が設置する庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館その他の建築物(建築物に付帯する設備等を含む。)をいう。

👰 インフラ(社会基盤施設)

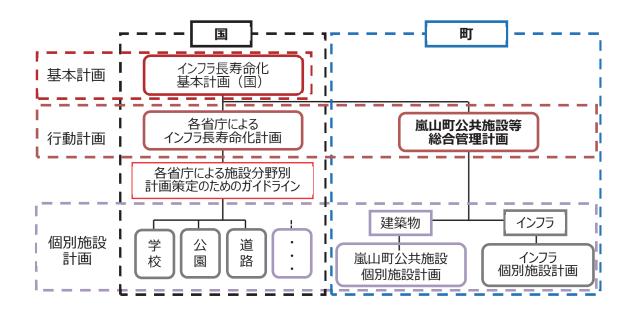
社会資本として町が整備する道路、橋梁、上水道、下水道及び付帯する工作物をいう。

1.1.3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 4 年(2022)度から令和 33 年(2051)度までの 30 年間とします。これは、平成 26 年 4 月総財務第 75 号通知の指針で、将来の見通しについては、「今後の見通し(30 年程度が望ましい)」に合わせていくものです。このような長期間の計画となるのは、公共施設等の耐用年数¹が数十年単位であることから、人口減少社会の行政サービス需要の見極めには長期的な視点が必要不可欠であること、そして更新費用推計との妥当性の整合を図ることが必要になるためです。

ただし、町の最上位計画である総合計画との整合性を図るため、及び社会経済情勢等の変化に弾力的に対応するために、概ね5年ごとに見直すものとします。

また、計画の見直しに際しては、施設類型毎の具体的な維持更新政策を定める個別施設計画の実施、活用を図ります。



図表1-1 計画の位置付け

2 日 日 マルイタ 秋 ア い ア 田 中 田 ル

¹ 耐用年数:建物などの固定資産の税務上の減価償却を行うに当たって、減価償却費の計算の基礎となる年数。財 務省令で定められている

1.1.4 対象施設

(1) 公共施設

本計画の対象施設は、令和元年度固定資産台帳を基に令和3年(2021)8月策定の嵐山町公共施設個別施設計画及び所管課の数値を精査し、対象公共施設を既定します。 具体的には次の141施設を本計画の対象とします。

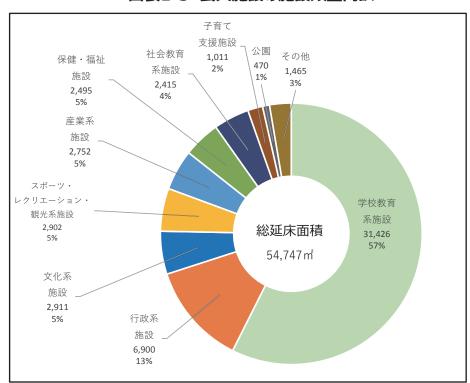
図表 1-2 対象とする公共施設

No	施設名	建築物(棟)名	延床面積 (m ^²)	建築年度	取得価格	耐用 年数	長寿命 化対象	費用 モデル
1	役場庁舎	役場庁舎	6,090	1995	2,098,717,700	50	1	А
2	役場庁舎	渡り廊下棟	61	1995	38,037,900	34		А
3	役場庁舎	バス車庫	53	1995	15,450,000	31		Α
4	役場庁舎	庁用車車庫	39	1995	10,021,900	31		А
5	嵐山消防団第1分団第1部消防車庫	消防詰所	84	2011	21,735,000	24		А
6	嵐山消防団第1分団第2部消防車庫	消防詰所	86	1993	10,413,000	31		А
7	嵐山消防団第1分団第3部消防車庫	消防詰所	61	1984	9,760,000	31		А
8	嵐山消防団第2分団第1部消防車庫	消防詰所	68	1988	11,040,000	31		А
9	古里コミュニティー消防センター	消防詰所・コミュニ ティセンター	146	1997	38,325,000	31		А
10	嵐山パトロールセンター	パトロールセンター	85	2005	8,092,240	24		А
11	防災倉庫	防災倉庫	128	2010	10,573,500	24		Α
12	嵐山幼稚園	幼稚園舎 (普通教室棟)	568	1978	108,295,000	47	1	С
13	嵐山幼稚園	体育小屋 (倉庫)	43	1981	2,580,000	31		С
14	嵐山幼稚園	配膳室	27	1981	2,160,000	31		С
15	菅谷小学校	校舎 (普通教室棟)	2,929	1971	453,362,000	47	1	С
16	菅谷小学校	校舎(管理・特別教室 棟)	1,703	1980	611,030,000	47	1	С
17	菅谷小学校	屋内運動場	1,110	1977	143,440,000	34		В
18	菅谷小学校	校舎(管理・特別教室 棟)	808	1980	229,905,000	47	1	С
19	菅谷小学校	旧第1調理場	340	1980	118,755,000	41		С
20	菅谷小学校	校舎	168	1980	22,680,000	47	1	С
21	菅谷小学校	校舎	126	1971	17,010,000	47	1	С
22	菅谷小学校	倉庫	16	1971	960,000	31		С
23	菅谷小学校	プロパン庫(倉庫)	10	1980	600,000	31		С
24	菅谷小学校	運動場開放用便所	7	1981	490,000	31		С
25	菅谷小学校	油庫(倉庫)	5	1981	300,000	31		С
26	菅谷小学校	プール・プール棟	107	2016	174,949,200	30		С
27	七郷小学校	校舎	2,799	1974	135,000,000	47	1	С
28	七郷小学校	屋内運動場	664	2011	185,955,000	34	1	В
29	七郷小学校	旧調理場	87	1963	11,745,000	41		С
30	七郷小学校	プール専用附属室	51	1969	4,845,000	22		С
31	七郷小学校	体育小屋(倉庫)	32	1978	1,920,000	31		С
32	七郷小学校	運動場開放用便所	18	1988	1,260,000	31		С
33	七郷小学校	倉庫	17	1996	120,000	31		С
34	七郷小学校	油庫(倉庫)	6	1998	360,000	31		С
35	七郷小学校	倉庫	2	1981	360,000	31		С
36	志賀小学校	校舎	4,037	1978	714,210,000	47	1	С
37	志賀小学校	屋内運動場	1,202	1980	156,210,000	34		В
38	志賀小学校	旧第2調理場	275	1979	89,100,000	47	1	С
39	志賀小学校	プール専用附属室	58	1979	4,060,000	22		С
40	志賀小学校	倉庫	47	1980	3,770,000	31		С
41	志賀小学校	体育小屋(倉庫)	39	1979	1,846,000	31		С
42	志賀小学校	倉庫	30	1982	3,770,000	31		С
43	志賀小学校	物置	22	1991	757,050	47	1	С
44	志賀小学校	倉庫	7	1981	3,770,000	31		С
45	志賀小学校	プロパン庫(倉庫)	5	1978	300,000	34		С
46	志賀小学校	運動場開放用便所	4	1979	1,349,000	31		С
47	菅谷中学校	校舎(普通教室棟)	2,021	1974	272,835,000	47	1	С
48	菅谷中学校	校舎(普通教室棟)	1,660	1974	224,100,000	47	1	С
49	菅谷中学校	屋内運動場	1,340	2011	278,670,000	34	1	В
50	菅谷中学校	校舎(管理棟)	855	1985	195,624,000	47	1	С

51	菅谷中学校	武道場	384	1975	37,620,000	22		В
52	菅谷中学校	校舎(普通教室棟)	270	1965	20,150,000	34		С
53	菅谷中学校	部室	156	1986	12,480,000	34		С
54	菅谷中学校	第2屋内運動場	131	1964	34,049,000	34		В
55	菅谷中学校	体育用具舎	56	1994	3,360,000	31		С
56	菅谷中学校	プール専用附属室	53	1968	5,035,000	22		С
57	菅谷中学校 ————————————————————————————————————	運動場開放用便所	52	1991	3,640,000	31		С
58	菅谷中学校	油庫 (倉庫)	5	1986	300,000	31		С
59	玉ノ岡中学校	校舎	4,011	1983	624,195,000	47	1	С
60	玉ノ岡中学校	屋内運動場	1,392	1984	233,090,000	47		В
61	玉ノ岡中学校	武道場	492	1993	140,780,400	34		В
62		部室	170	1988	20,903,850	34		С
		地域・学校連結施設						
63	玉ノ岡中学校	(クラブハウス)	125	1984	16,875,000	47	1	С
64	玉ノ岡中学校	プール専用附属室	90	1984	13,950,000	47		С
65	玉ノ岡中学校	体育用具舎	49	1985	5,922,000	31		С
66	 玉ノ岡中学校	プロパン庫(倉庫)	4	1983	240,000	31		С
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
67	玉ノ岡中学校	空調設備	4	1983	702,000	15		C
68	学校給食センター	学校給食センター	737	2009	301,140,000	31		С
60	> b	ふれあい交流 センター	1.046	1005	241 224 000	47	1	Δ.
69	ふれあい交流センター	(旧勤労福祉会館)	1,046	1985	241,224,000	47	1	Α
70	 ふれあい交流センター	(760	2011	278.607.000	47	1	^
70		追加工事 増築分	768	2011		47	1	A
71	ふれあい交流センター 	駐輪場	11	2011	1	31		А
72	ふれあい交流センター	プロパン庫 (倉庫)	2	2011	1	15		Α
73	北部交流センター	北部交流センター	752	1987	236,634,480	47	1	Α
74	北部交流センター	北部交流センター (増築分)	104	2015	190,921,622	47	1	А
75	南部交流センター	特別教室棟	227	2001	47,392,800	24		А
		県民休養地施設						
76	オオムラサキの森活動センター	(集会室)	104	1988	9,390,600	22		Α
			1.000	1000	500,000,500			
77	知識の森嵐山町立図書館	図書館	1,962	1999	560,290,500	50	1	A
78	知識の森嵐山町立図書館	駐車場	324	1999	19,419,000	31		A
79	知識の森嵐山町立図書館	駐輪場	25	1999	1,483,800	31		Α
80	嵐山町健康増進センター(子育て世代包括支援センター)	健康増進センター	1,031	1995	389,113,400	47	1	В
81	活き活きふれあいプラザやすらぎ	本館	517	2001	158,340,000	47	1	В
82	嵐山町シルバー人材センター (貸付施設)	作業棟	265	1973	15,900,000	31		В
83	嵐山町シルバー人材センター(貸付施設)	事務室棟	160	1973	14,400,000	38		В
84	嵐山町シルバー人材センター (貸付施設)	車庫				31		В
			26	1973	1,560,000			
85	嵐山町シルバー人材センター(貸付施設)	倉庫	32	1973	600,000	31		В
86	嵐山町シルバー人材センター(貸付施設)	倉庫	10	1975	180,000	24		В
87	嵐山町シルバー人材センター(貸付施設)	倉庫	3	1992	1,944,000	24		В
88	嵐山町社会福祉協議会(貸付施設)	本館	451	1999	103,162,500	47	1	В
89	菅谷学童保育室ひまわりクラブ	学童保育室	182	1997	26,327,700	22		С
90	菅谷学童保育室ひまわり第2クラブ	学童保育室	137	2009	19,215,000	22		С
91	志賀学童保育室てんとう虫クラブ	学童保育室	178	1998	23,100,000	22		С
92		学童保育室	101	1998	20,475,000	22		С
	嵐山町子育で支援ステーション	子育て支援						
93	嵐丸ひろば	センター	276	2001	140,830,116	31		С
94	嵐山町子ども家庭支援センター b&gらんざん		137	2018	32,015,520	50	1	С
95	嵐山花見台工業団地管理センター	管理センター	1,002	1996	291,061,520	50	1	А
96	農産物加工施設(貸付施設)	農産物加工施設	155	2002	53,009,964	50		А
97	嵐山堆肥センター(貸付施設)	堆肥施設	1,595	2003	115,652,250	50		A
98	嵐山町総合運動公園	体育館	1,716	1987	403,299,950	47	1	В
99	嵐山町総合運動公園	物置・倉庫	201	1984	26,130,000	38	-	В
100	風山町総石建勤公園 	便所	32	1987	9,088,000	34		В
100	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<i>\</i> ~//1	J2.	1301	3,000,000	JT		

101 鶴巻運動公園	便所・休憩舎	60	1998	49,990,500	38		В
102 桜堤観光トイレ	便所	44	1998	30,276,750	38		В
103 学校橋公衆トイレ	便所	23	2004	16,905,000	34		В
104 笛吹峠公衆便所	便所	21	1996	16,835,350	31		В
105 遠山地内観光駐車場公衆便所	便所	30	2016	19,785,600	10		В
106 嵐山渓谷バーベキュー場(貸付施設)	渓谷プラザ	181	1999	67,704,000	24		В
107 嵐山渓谷バーベキュー場(貸付施設)	東屋・野外炉	70	1987	5,031,800	15		В
108 嵐山渓谷バーベキュー場(貸付施設)	東屋・野外炉(増築 分)	35	2016	0	15		В
109 嵐山渓谷バーベキュー場(貸付施設)	管理棟(旧農産物直売 所)	50	1983	8,580,000	15		В
110 嵐山町ステージョンプラザ 嵐なび	地域活力創出拠点施設 (駅舎)	252	2017	239,005,080	50	1	В
111 千年の苑 観光手芸用施設	観光手芸用施設	134	2017	22,770,520	50	1	В
112 武蔵嵐山駅西口公衆便所	便所	55	1990	4,340,000	38		В
113 フィットネス21パーク	フィットネス21パーク トイレ	29	1993	2,030,000	31		С
114 蝶の里公園	公園休憩舎	38	1993	3,610,000	15		С
115 蝶の里公園	公園緑地駐車場トイレ	15	1992	1,416,450	15		С
116 歴史の里公園	野営場	82	1992	7,749,150	15		С
117 歴史の里公園	観光トイレ	29	1998	14,689,500	38		С
118 菅谷公園	便所	35	2000	5,459,100	38		С
119 菅谷公園	パーゴラ	32	2008	0	15		С
120 花見台第1公園	東屋1	20	1994	2,129,630	15		С
121 花見台第1公園	東屋2	16	1994	1,682,670	15		С
122 花見台第1公園	藤棚	21	1994	2,208,505	15		С
123 花見台第1公園	公衆便所	35	1994	3,694,513	15		С
124 花見台第1公園	トイレ	17	1994	1,784,682	15		С
125 花見台第2公園	シェルター1	13	1994	3,062,195	15		С
126 花見台第2公園	シェルター2	10	1994	2,419,512	15		С
127 花見台第2公園	東屋	20	1994	4,784,680	15		С
128 花見台第2公園	パーゴラ	16	1994	3,780,488	15		С
129 花見台第2公園	便所	6	1994	1,453,125	15		С
130 志賀2区第1公園	東屋	9	1996	4,000,000	15		С
131 駅西公園	東屋	16	2015	4,050,000	15		С
132 おりがみ公園	パーゴラ	11	2016	3,500,000	15		С
133 文化財整理室	文化財整理室	144	1949	10,080,000	38		С
134 日本赤十字社埼玉県支部旧社屋	日本赤十字社 埼玉県支部旧社屋	446	1905	40,140,000	22		С
135 武蔵嵐山駅東西連絡通路	連絡通路	611	1990	181,280,000	34		С
136 武蔵嵐山駅東西連絡通路	東口エレベーター	17	1999	41,570,207	34		С
137 武蔵嵐山駅東西連絡通路	西口エレベーター	17	2000	52,811,850	34		С
138 旧都市計画課分室	旧都市計画課分室	132	2005	11,924,100	38		С
139 旧都市計画課分室	旧シルバー人材セン ター物置①	50	2005	1	31		С
140 旧都市計画課分室	旧シルバー人材セン ター物置②	40	2005	1	31		С
141 バス停留所	バス停留所	7	2016	12,669,480	15		С

※取得価格は令和元年固定資産台帳に基づきます。



図表1-3 公共施設の施設類型内訳

施設類型	割合	延床面積
行政系施設	13%	6,900 m²
学校教育系施設	57%	31,426 m
文化系施設	5%	2,911 m²
社会教育系施設	4%	2,415 m²
保健・福祉施設	5%	2,495 m²
子育て支援施設	2%	1,011 m ²
産業系施設	5%	2,752 m²
スポーツ・リクリエーション・観光系施設	5%	2,902 m²
公園	1%	470 m²
その他	3%	1,465 m²
総延床面積	54,747 m	

(2) インフラ

町が保有する道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産は以下のとおりです。

今後は人口減少・少子高齢化社会となることが予測されます。インフラ資産については人口動向を踏まえながら、地域の要望や実情に合った維持管理を実施していくことが重要になります。

また、インフラ資産は町民活動の基礎となるものです。防災に強いまちとするためにも、耐震化対策の見直しや、予防保全型の維持管理を実施していく必要があります。

■道路

町が保有する道路は、総延長約451 km、道路面積は約1,869 kmとなっています。 その内その他(幹線以外)の町道は道路面積で約1,346 kmと7割強を占めており、町 道の多くは生活道路となっています。

分類	延長	面積
1級(幹線)町道	31,930m	238,619 m²
2級(幹線)町道	28,518m	180,369 m ²
その他(幹線以外)町道	390,402m	1,325,088 m ²
自転車歩行者道(但し延長は内数)	(45,848m)	124,708 m²
合計	450,850m	1,868,784 m

図表1-4 町道の延長・道路面積

■橋梁

町保有の橋梁は、71 橋延長が 1,425m、面積は 8,824 ㎡となっています。面積では PC(プレストレストコンクリート)橋が最も多く 8 割強です。60 年の耐用年数を超えた 更新が必要な橋は現時点では多くありませんが、2030 年からは本格的な橋梁の更新が必要となってくると予想されます。

分類	橋梁数	延長	面積
PC(プレストレストコンクリート)橋	30 橋	1,111m	7,219 m
RC(鉄筋コンクリート)橋	34 橋	159m	980 m ²
鋼橋	7橋	155m	625 m ²
合計	71 橋	1,425 m	8,824 m

図表1-5 橋梁の数・延長・面積

RC(鉄筋コンクリート)橋にはボックスカルバート製を含む。

■上水道

上水道の延長は、導水管、送水管、配水管を合わせて総延長が約179kmになりま す。また、上水道施設建物及びプラント施設は17施設あり、延床面積は約1,754㎡で す。

図表1-6-1 上水道の管種別延長

管種種別	延長
導水管	3,084m
送水管	7,255m
配水管	168,887m
合計	179,226m

図表1-6-2 上水道施設建物及びプラント施設の施設数・面積

施設種別	施設数	延床面積
浄水場	8	910 m ²
配水場	2	187 m ²
配水池	1	500 m ²
水源	6	157 m ²
合計	17	1,754 m

※出典:令和2年度末 決算数値

■下水道

下水道のコンクリート管、塩ビ管、その他を合わせて総延長約79kmになります。昭 和46年度にコンクリート管が多く整備されましたが、平成6年(1994)度からコンクリ ート管から塩ビ管に下水道整備が取り替わりました。下水道管の耐用年数は50年のた め、当初のコンクリート管の更新が必要になります。

図表1-7 下水道の管種別延長

管種種別	延長
コンクリート管	19,119m
塩ビ管	59,202m
その他	1,056m
合計	79,377m

※出典:令和2年度末 決算数値

4.2 背景

1.2.1 公共施設等の更新問題

町は、昭和40~50年代にかけて学校教育系施設など公共施設及び、道路や上水道、 下水道施設などのインフラを集中的に整備してきました。

全国的(主に都市部)には、高度経済成長期(昭和30年代から昭和40年代後半)に 集中的に公共施設等が整備されてきたことを考えると、町の公共施設等の老朽化の度 合いは比較的低いと言えます。

しかしながら、町の公共施設等も多くは建設後30年ほどが経過し、今後の老朽化が 進行することによって、集中的に更新時期を迎えることとなります。現在と同水準の サービスを提供していくためには、それらの施設の膨大な更新費用が一斉に必要とな ることを意味します。

老朽化した公共施設等をそのまま放置することは、町民の安全確保の観点から問題がありますが、すべての公共施設等を更新することは、現在の厳しい財政状況を踏まえると大変困難です。

また、財政運営上の構造的課題である少子高齢化に伴う扶助費増加や、人口減少社会の生産年齢人口減に連動する税収減を勘案すると、このままの公共施設等の管理状況では、更新はおろか運営費用ですら財政を圧迫していくことが予見され、更新費用の縮減及び平準化策の検討は、喫緊の財政課題です。

一方、社会経済情勢の変化に伴う住民行政サービス需要の変化、さらにはライフスタイルの多様化への対応などの観点から、これまで公共施設等が担ってきた機能や提供してきたサービスの見直しなど、質・量の両面から公共施設等全体のあり方の再検討が求められます。

この「公共施設等の更新問題」はあらゆる自治体共通の課題です。

この公共施設等の更新問題は、今後の取組み方の違いにより、大きく3種類の異なる シナリオを描くことができます。

第1のシナリオは、更新問題への対応を行わず、耐用年数を超えて使用を続けること。このことにより、使用が不可能となり、公共施設等の機能停止を招いてしまうというものです。公共施設等の老朽化が進行する一方で、財源不足を理由に対処を実施しない、外観のみを信用して漫然と利用を続けた結果、公共施設等の機能低下が加速し、結果的には利用者に安全確保を提供できなくなります。

第2のシナリオは、公共施設等の現状や需要動向などを考慮せず、さらに、財政状況を省みることなく、今ある公共施設等の「全て」を維持させること。このために管理運営費用及び更新費用調達のために地方債2を起債し、その過度な返済負担が引き金に「財政破綻」が起きてしまうというものです。公共施設等の老朽化を前に、漫然と行政事業の継続に専念した場合、最終的には自治体財政が破綻します。

第3のシナリオは、町の人口動態や財政面を含めた将来展望を見据え、公共施設等の見直しを行い、必要性の高い施設機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避するというものです。具体的には公共施設等の総保有量の縮減を視野に入れ「公共施設等をマネジメントする」ことで、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営を両立させるというシナリオです。

町は、第3のシナリオの実現に取り組みます。

	取組みの姿勢		想定される結果
第1のシナリオ	何も対応しない(無作為)	-	公共施設等の機能停止
第2のシナリオ	無理な借入で対応(無計画)	-	財政の破綻
第3のシナリオ	適切な管理(計画的・戦略的)	-	公共施設等の適切なマネジメント

10

² 地方債:地方公共団体の資金調達のための借入で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの

+ 国の動向

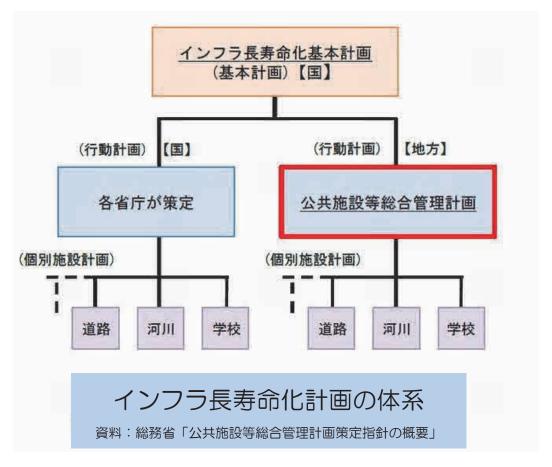
1.3.1 インフラ長寿命化基本計画

国は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化する現状を受けて、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25 (2013) 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

この計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性を示すものであり、地方公共団体はこの計画に基づく行動計画を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。

1.3.2 公共施設等総合管理計画

地方公共団体においても、国からの要請により策定することとなった行動計画が「公 共施設等総合管理計画」になります。今後も一層進展していく厳しい財政状況の中で、 将来の人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、長期的な視点で公共 施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化と 公共施設等の最適な配置を目指そうとするものです。



1.3.3 過去に行った対策の実績

町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、過去に実施した対策計画は次の通りです。

	対策計画	策定年度
1	嵐山町建築物耐震改修促進計画	平成 23 年 3 月
2	嵐山町第2次水道事業基本計画	平成 28 年 3 月
3	嵐山町第2次下水道施設個別計画	平成 28 年 3 月
4	嵐山町公共施設等総合管理計画	平成 29 年 3 月
5	嵐山町道路舗装個別施設計画	平成 31 年 3 月
6	嵐山町橋梁長寿命化修繕計画	令和2年3月
7	嵐山町公共施設個別施設計画	令和3年8月

第2章 町の現状と課題

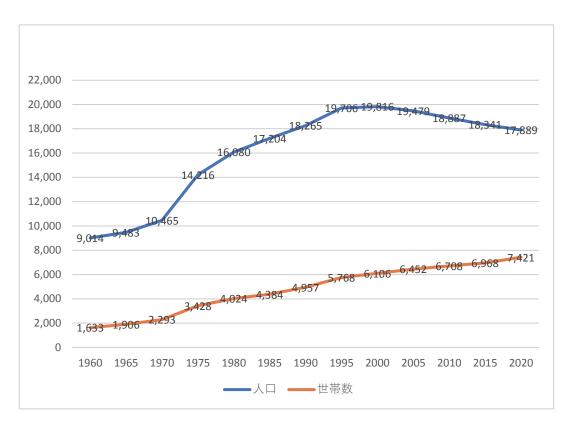
🔛 人口と財政

2.1.1 人口動向

(1) 人口及び世帯数の推移

町の総人口は、1970 年(昭和 45)の 10,465 人から、2000 年(平成 12)には 19,816 人とピークに達し、この 40 年で 1.9 倍に伸びる急激な増加を経験し、ピークを境に減少傾向に転じています。

世帯数については、1970年(昭和45)の2,293世帯から2010年(平成22)の6,708世帯へと、40年で約3倍に伸び、2020年(令和2)には7,421世帯に達しています。 高度経済成長期における核家族化への流れや、近年の少子化傾向、高齢者世帯の増大などを背景として、かつて1世帯当たりの平均人数は4.6人(1970年)でしたが、現在は2.4人(2020年)まで低下しており、家族を取り巻く環境の変化や、人々のライフスタイルの変化が地域社会に与える影響を大きなものとしています。



図表2-1 総人口・総世帯数の推移

※出典:総務省「国勢調査」

(2)年齢別人口の予測

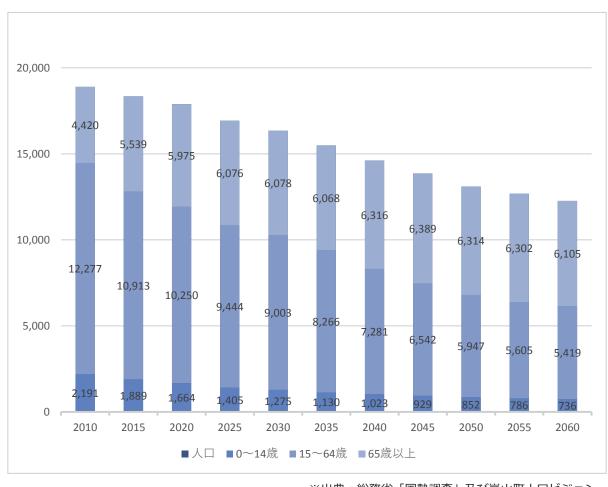
少子高齢化に伴う人口減少を背景に、町の年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口 3(15~64歳)は減少傾向にあり、一方で老年人口(65歳以上)は増加傾向にありま す。

今後もこの傾向は続くことが予想され、年齢3区分別人口は、年少人口(0~14歳)、 生産年齢人口(15~64歳)ともに大きく減少の一途をたどります。

税収源の生産年齢人口についてみると、2020年(令和2)の約1万人が2060年(令 和 42)には約 5,400 と 5 割減少が見込まれます。

扶助費増加の要因とされる老年人口(65歳以上)は、2045年(令和27)まで増加し ますが、その後は減少に転じるものと推測されます。

このような予測を踏まえて、町の人口ビジョンに掲げている安心して結婚・子育て できる環境の創出、住みよさの向上、少子高齢型社会に対応した地域活力の創造など の政策の実施とともに、今後の町の公共施設等に求められる規模、ニーズを見極め、 対応していくことが必要です。



図表2-2 年齢3区分別人口の将来推計

※出典:総務省「国勢調査」及び嵐山町人口ビジョン 将来人口の年齢3区分別人口割合は国立社会保障・人口問題研究所の推計値を引用

第2章 町の現状と課題

2.1.2 財政の状況

(1) 歳入額の推移

町の 2019 年(令和元)度一般会計の歳入額は 67 億 92 百万円で、前年度の 63 億 19 百万円に対して 4 億 73 百万円(7.5%)増加しています。過去 10 年間の平均歳入額は、65 億 89 百万円です。

2019 年(令和元)度の歳入割合は、自主財源が 52%、依存財源が 48%です。財源の 42%は地方税にて賄われています。直近 10 年の歳入に占める地方税収の割合は 2010 年(平成 22)の 45%から 3 ポイントほど低下しています。

今後は少子高齢化社会の成熟化に伴い、生産年齢人口が減少を続けるため、地方税の増収は期待できない構造です。そのため新たな行政サービスを賄う財源として国及び県の支出金や地方債の割合が増加しています。

歳入に占める国及び県の支出金割合は 2010 年(平成 22)の 15.8%が 2019 年(令和元)には 18.4%に増加。同様に地方債割合は 2010 年(平成 22)の 10.0%から 2019 年(令和元)には 11.0%に増加しています。

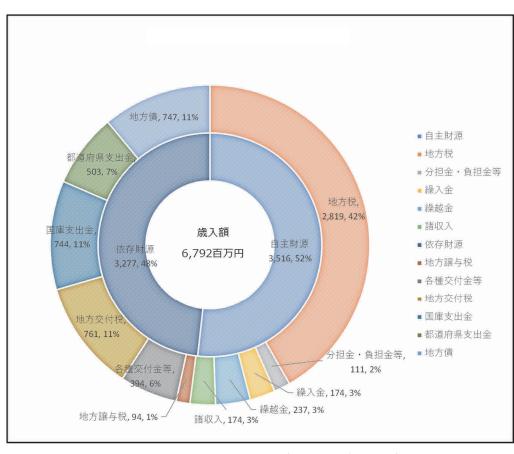
国及び県の支出金は国及び県の政策と関連性が高いため、年度により多少の変動があるものの、長期的には人口減少と連動する財源難から多額を望む事は難しい構図です。

今後の公共施設マネジメント政策の財源は、地方債に依拠していく傾向になると考えられます。

図表2-3 歳入の推移



図表2-4 歳入の内訳



※出典:総務省 地方財政状況調査

16节日前 中华 人一节 秋 下 4 下 日前中市

(2) 歳出額の推移

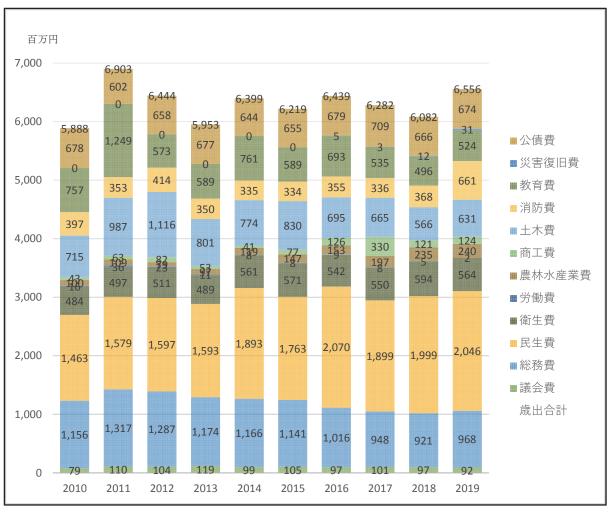
2019 年(令和元)度一般会計歳出額は 65 億 56 百万円です。前年度の 60 億 82 百万円に対して 4 億 74 百万円(7.8%)増加しています。過去 10 年間の平均歳出額は、63 億 16 百万円です。

歳出額が何に賄われたか、性質別歳出内訳を見ると、義務的経費は 29 億 68 百万円 (45%)、投資的経費 7 億 28 百万円(11%)、その他経費 28 億 60 百万円(44%)です。

義務的経費を 2010 年(平成 22)と比較すると、2 億 16 百万円増加しています。このうち人件費及び公債費は微減するものの、扶助費は2億93百万円増加しています。

少子高齢化などの影響により扶助費は増加する傾向にあり、今後も歳出額全体が増加する要因です。

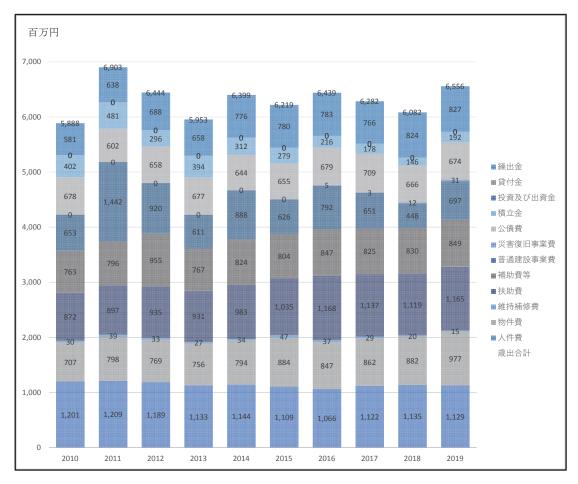
公共施設等の更新経費の財源となる投資的経費は2010年(平成22)度及び2019年(令和元)度は歳出額の11%程度を占めますが、今後の人口減少により歳出縮減が求められる構造の中、扶助費の増加が避けられないため、投資的経費の縮減は不可避と考えられます。



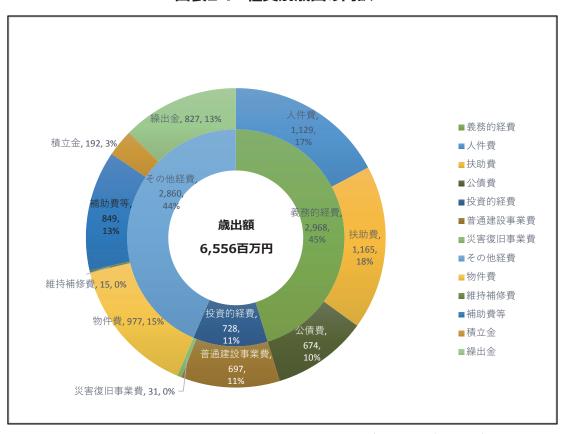
図表2-5 目的別歳出の推移

※出典:総務省 地方財政状況調査

図表2-6 性質別歳出の推移



図表2-7 性質別歳出の内訳



※出典:総務省 地方財政状況調査

18 F FF TO LOT AT TO METO BEFORE

•••••••



👱 公共施設等の現状と課題

2.2.1 公共施設の現状

(1) 公共施設の総量

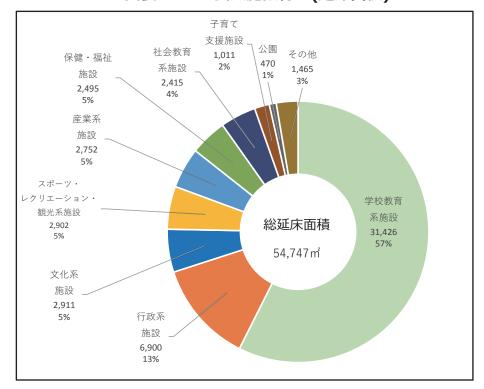
公共施設数は 141 施設あり、延床面積は、計 54,747 ㎡です。施設類型でみると、 学校教育系施設が 31,426 ㎡と最も多く 57%を占め、次いで行政系施設 6,900 ㎡ (13%)、文化系施設 2,911 ㎡ (5%) と続きます。

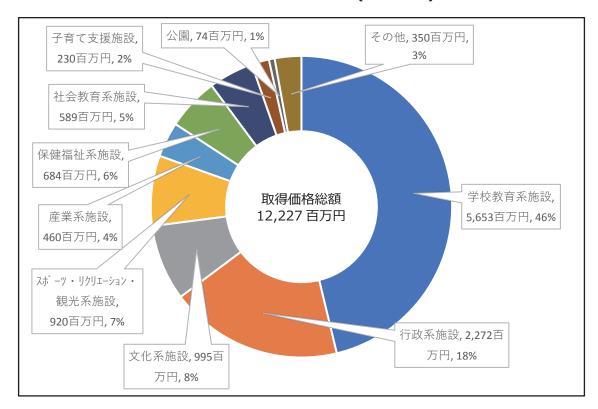
町の公共施設の特徴として、過半数以上は小中学校等の学校教育系施設が占めていることが挙げられます。

施設類型	延床面積(㎡)	取得価格(百万円)	
学校教育系施設	31,426	5,653	
行政系施設	6,900	2,272	
文化系施設	2,911	995	
スポーツ・レクリエーション・観光系施設	2,902	920	
産業系施設	2,752	460	
保健福祉系施設	2,495	684	
社会教育系施設	2,415	589	
子育て支援施設	1,011	230	
公園	470	74	
その他	1,465	350	
計	54,747	12,227	

※資産価格は、建物及び建物附属設備の取得価格で算定

図表2-8-1 公共施設総量(延床面積)



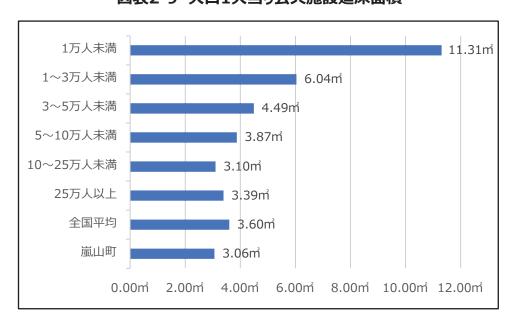


図表2-8-2 公共施設総量(取得価格)

(2) 人口一人当たりの公共施設延床面積

町の 2020 年(令和 2)人口は 17,889 人。1 人当たりの公共施設延床面積は 3.06 ㎡ です。

全国平均の同延床面積は 3.60 ㎡であることから、町は全国平均と比較すると、人口 1 人当たりの公共施設延床面積は少ない状況です。



図表2-9 人口1人当り公共施設延床面積

出典:平成25年度公共施設状況調査結果(総務省)より抜粋。

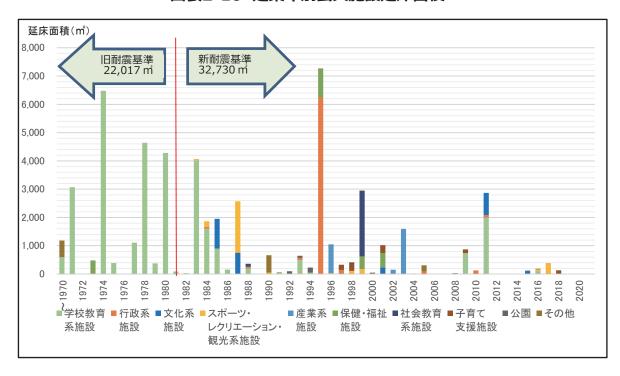
(3) 公共施設の築年別状況

町では築40年以上を経過した公共施設が全体の4割を占めています。

新耐震基準が策定された 1981 年(昭和 56)以前の公共施設を見ると、その殆どは学校教育系施設です。1970 年代の転入者による人口増や、いわゆる団塊ジュニア(1971 ~75 年生まれ)の就学時期を事由に公共施設需要が膨らみ施設供給が図られました。

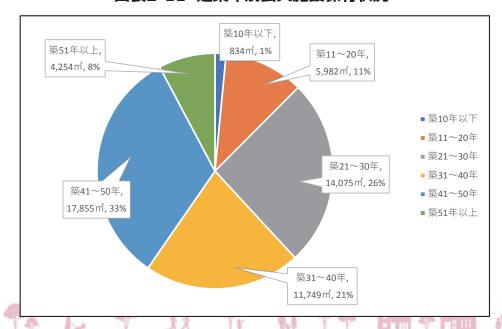
町では 2011 年(平成 23)に嵐山町建築物耐震改修促進計画に基づき耐震化を進めた結果、現在の建築基準法においては、耐震改修の必要がある施設はありません。

今後は耐用年数が近づき更新を迎える時期が到来する一方、少子高齢化社会においては、将来需要の変容も考えられるため、公共施設の適正化方針に際しては検討が必要になります。



図表2-10 建築年別公共施設延床面積





222 公共施設等の問題点

(1) 公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移

施設等の老朽化程度を示す有形固定資産減価償却率⁴は、全国的には 45%から 65% 程度で推移しています。

2021年(令和3)の町の同指標は資産類型毎に44%から74%の値を示しています。 特に公共施設は74%と高い値を示しており、早期に適正化方針を検討すべき時期が近づいています。

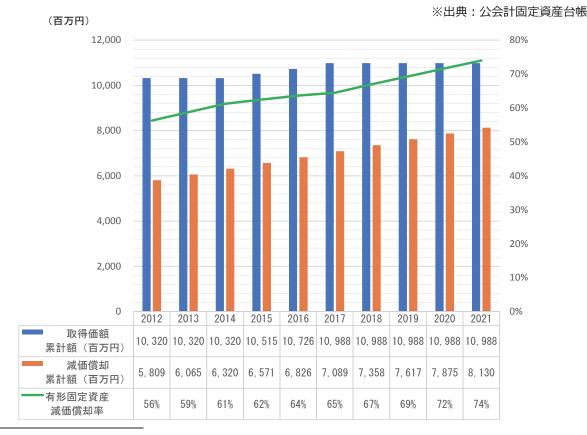
取得累計額は道路が最も高い値を示しています。老朽化対策は早期の検討には及びませんが、今後の維持管理・更新経費について財源確保に対して留意することが望まれます。

公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移

(百万円)

資産類型	減価償却累計額 2021 年	取得累計額 2021 年	有形固定資産 減価償却率
公共施設	8,130	10,988	74%
道路	19,659	37,992	52%
橋梁	2,856	4,720	61%
上水道	4,067	7,662	53%
下水道	4,424	10,154	44%

図表2-12 公共施設 有形固定資産減価償却率の推移

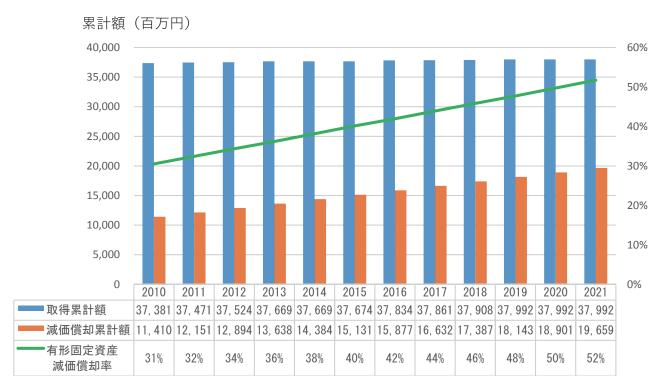


⁴ 有形固定減価償却率:有形固定償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握できます。数値が高いほど老朽化が進展しています。

22

第2章 町の現状と課題

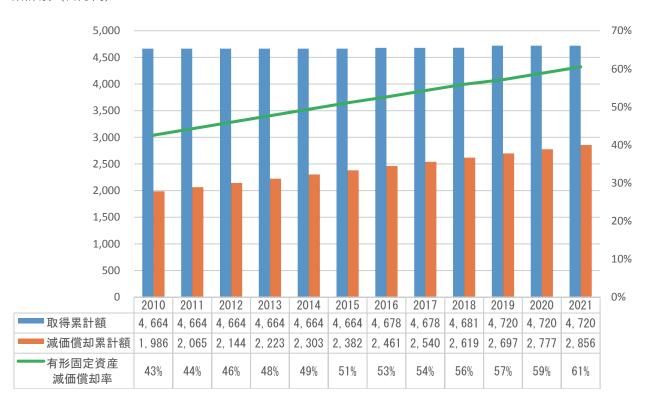
図表2-13 道路 有形固定資産減価償却率の推移



※出典:公会計固定資産台帳

図2-14 橋梁 有形固定資産減価償却率の推移

累計額(百万円)

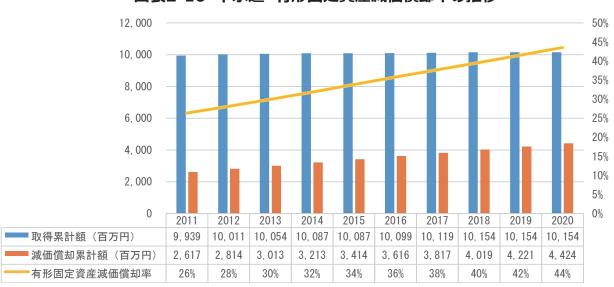


※出典:公会計固定資産台帳



図表2-15 上水道 有形固定資産減価償却率の推移

※出典:公営企業決算調書



図表2-16 下水道 有形固定資産減価償却率の推移

※出典:公会計固定資産台帳

第2章 町の現状と課題

(2) 人口減少によるニーズの変化

全国的な少子高齢化や人口減少社会の進展は町も同様で、その傾向は顕著です。 年齢階層別の将来人口変容により、町が提供する公共施設のサービス需要の変化が 予想されます。

加えてライフスタイル及び価値観の変化に伴い、公共施設に対する利用ニーズの複雑多様化も考えられます。

今後は、必要な公共施設保有量、役割及び機能の見直しなど公共施設全般にわたるあり方検証とともに、長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。

(3) 生産年齢人口の減少による財政負担増加の懸念

令和 42 年(2060) の生産年齢人口は約6千人と、令和2年(2020) と比較して約58%も減少すると推計されます。

令和 42 年(2060)の公共施設の延床面積が令和 3 年(2021)と同じ 5.4 万㎡のままで推移した場合、一人当たり延床面積は令和 2 年(2020)の約 1.5 倍となります。これは、主な納税者である生産年齢人口が相対的に減少する中で公共施設を維持することとなり、施設の維持管理に要する経費について、財政運営上の負担比率が増えることにつながります。

この前提通りに公共施設を保有し続けることは、過大な負荷となり施設の維持管理並びに財政運営の両面に非効率性をもたらすことが懸念されます。

第3章 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

😝 中長期的な更新等に係る経費推計の考え方

本業務における公共施設の経費推計は、3つの手法により試算します。

- ・ 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み額(単純法)
- ・ 平成 29 年(2017)3 月策定の嵐山町公共施設等総合管理計画(平成 28 年度法) の推計前提
- ・ 令和 3 年(2021)8 月策定の嵐山町公共施設個別施設計画に基づく長寿命化対策 (長寿命化)を実施した場合

3.1.1 単純法に基づく推計

耐用年数

単純法に基づく推計は耐用年数を経過した時点で取得価格に非木造建築物の建設年 度デフレーター⁵を乗じて更新経費を推計します。

すでに耐用年数が到来している施設については、今後 5 年間で平準化して補正を行います。具体的には次の通りです。

図表3-1 単純法による更新費用試算

単純法

更新費用 取得価額×デフレータ 補正値 単純法試算例

項目	数値	デフレーター
建築年度	2002	87.3
基準年度	2020	108.3
補正値		1.24055
取得価格	1,260	
単純法更新費用	1,563	





⁵ 建設年度デフレーター:建設工事に係る工事費額を基準年度の実質額に変換する目的で作成している補正値。本報告書では取得年次の取得価格に対して将来更新時点の補正値を乗じて推計します。

第3章 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

3.1.2 平成 28 年度法・長寿命化に基づく推計

平成 28 年度法は、平成 29 年(2017)3 月策定の嵐山町公共施設等総合管理計画で適用された公共施設の改修・更新費用の考え方を準用したものです。

公共施設の耐用年数は 60 年として、その中間期の 30 年目に大規模改修を実施します。

長寿命化は、令和3年(2021)8月策定の嵐山町個別施設計画に基づき長寿命化対策を 行う公共施設に適用するものです。

公共施設の耐用年数は 80 年として、その中間期の 40 年目に長寿命化改修を実施します。予防保全の考え方から長寿命化改修の前後にさらに中間期として前期改修及び後期改修を実施します。

国は昭和56年(1981)以前の建築物は旧耐震基準の施設のため長寿命化の対象外としているので、この考え方を準用します。

将来の経費推計は実施時期と費用単価の2つの要因から規定されるので、実施時期と 費用単価を次の通りとします。

建築年度 築年数 大規模改修 更新 1970年以前 51年以上 今後10年均等 実施しない 1971 ~ 1980 50 ~ 41 実施しない 建築50年経過後 1981~ 1990 40 ~ 31 今後10年均等 建築60年経過後 1991~ 2020 30 ~ 1 建築30年経過後 建築60年経過後

図表3-2 平成28年度法による公共施設の改修・更新実施時期

図表3-3 長寿命化による公共施設の改修・更新実施時期

建築年度	築年数	前期改修	長寿命化改修	後期改修	更新
1970年以前	51年以上	実施しない	実施しない	実施しない	今後5年均等
1971~ 1981	50 ~ 40	実施しない	実施しない	実施しない	建築後50年経過後
1982~ 1990	39 ~ 31	即時実施	建築後40年経過後	建築後60年経過後	建築後80年経過後
1991~ 2000	30 ~ 21	即時実施	建築後40年経過後	建築後60年経過後	建築後80年経過後
2001~ 2020	20 ~ 1	建築後20年経過後	建築後40年経過後	建築後60年経過後	建築後80年経過後

改修・更新費用単価は前回策定した総合管理計画で設定した単価と同様です。

計画書策定時に長寿命化の考え方は規定されていなかったため、平成 29 年 3 月文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき長寿命化の改修単価は、更新単価の 6 割、前期・後期改修単価は更新単価の 2.5 割とします。

また将来推計は現在価格で試算を行います。

図表3-4 改修・更新表(費用モデルAの場合)

H28年度法: 改修更新費用単価

費用モデル	大改修	更新
Α	250	400
В	200	360
С	170	330

長寿命化: 改修更新費用単価 千円/㎡

費用モデル	前期改修	長寿命化改修	後期改修	更新
Α	100	240	100	400
В	90	216	90	360
С	82.5	198	82.5	330

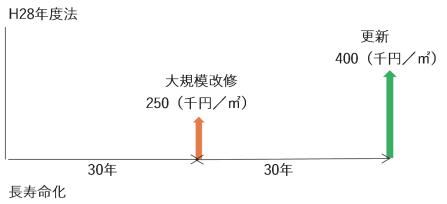
A: 文化系、社会教育系、産業系、行政系施設

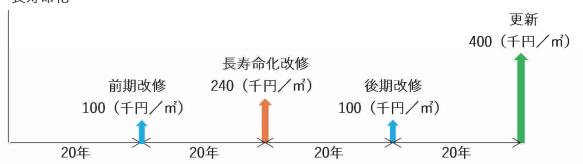
B: スポーツ、レクリエーション、観光保健、福祉施設

C: 学校教育、子育て支援、公園

※ABCの分類は図表1-2を参照

図表3-4 改修・更新のダイヤグラム(費用モデルAの場合)





第3章 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

3.1.3 公共施設の中長期的な更新等費用の試算

(1) 公共施設の中長期的な更新等費用の試算

試算開始年度より50年間の改修・更新費用推計を行いました。

平成 28 年度法に基づく改修・更新費用は、10 年間で 79 億 92 百万円、30 年間で 202 億 61 百万円と推計されます。

長寿命化に基づく改修・更新費用は、10年間で62億24百万円、30年間で187億9百万円と推計されます。

単純法に基づく改修・更新費用は、10年間で97億円、30年間で178億67百万円と推計されます。

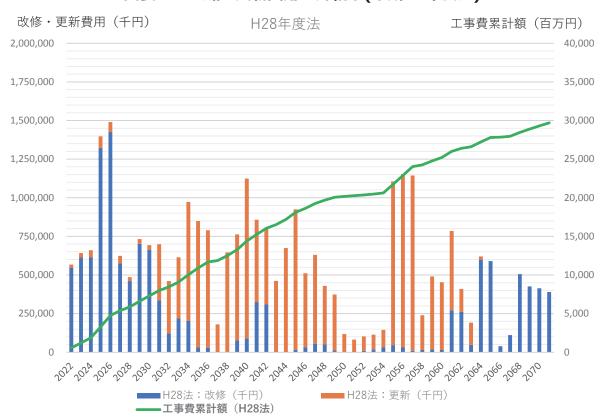
長寿命化の対策効果は 10 年間で 17 億 69 百万円、30 年間で 15 億 53 百万円と推計されます。(公共施設に限り長寿命化対策を行う事で、対象施設は 30 年間では更新経費の発生が見込めない事もあるので試算上は 50 年間にて計算を行っています)

(百万円)

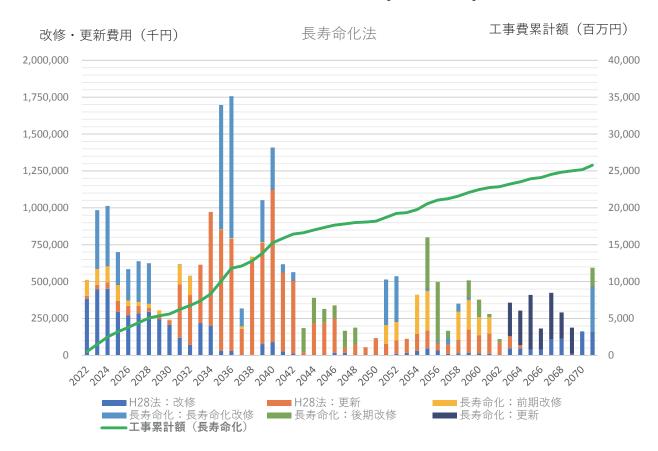
	10 年間	20 年間	30 年間
a:長寿命化法	6,224	15,871	18,709
b : H28 年度法	7,992	15,252	20,261
c: 単純法	9,700	12,286	17,867
差額 a-b	△1,769	619	△1,553
差額 a-c	△3,476	3,586	842

※費用積上げのため差額が合わない場合があります。

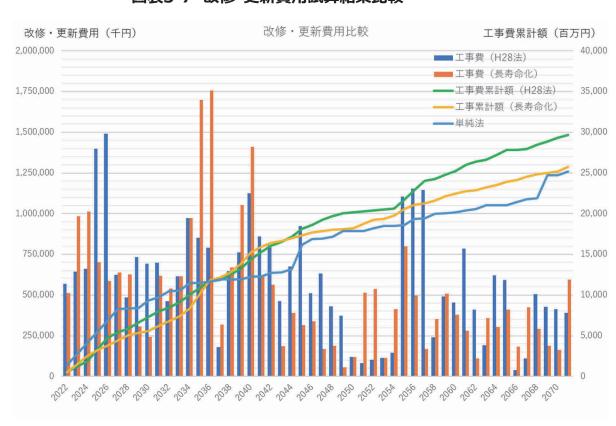
図表3-5 改修·更新費用試算結果(平成28年度法)



図表3-6 改修·更新費用試算結果(長寿命化法)



図表3-7 改修·更新費用試算結果比較



第3章 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

(2) 公共施設の維持管理・修繕費の費用試算

嵐山町公共施設個別施設計画にて作成した施設カルテを基に公共施設の維持管理・修 繕費を試算します。同計画における延床面積の削減目標(適正化)を前提にして、直近3 カ年の平均値を基に将来の延床面積に連動して維持管理・修繕費を試算しました。

(千円) 維持管理・修繕費の推移 700,000 600,000 500,000 400,000 300,000 200,000 100,000 0 2017 2018 2019 3ヶ年平均 将来推計 2031 ■ 1 行政系施設 ■ 2 学校教育系施設 ■3文化系施設 ■ 4 社会教育系施設 ■ 5 保健・福祉施設 ■ 6子育て支援施設 ■7産業系施設 ■8スポーツ・レクリエーション・観光系施設 ■ 9 公園 ■10その他施設

図表3-8 公共施設の維持管理・修繕費の推移

施設分類	延床面積(㎡)	2017	2018	2019	3ヶ年平均	床面積当り	将来推計 2031
1行政系施設	6,900	52,559	53,305	47,202	51,022	7,395	49,738
2 学校教育系施設	31,426	202,284	184,360	181,093	189,246	6,022	184,486
3 文化系施設	2,911	47,893	43,676	45,306	45,625	15,675	44,477
4 社会教育系施設	2,415	42,267	46,429	42,271	43,656	18,076	42,558
5 保健・福祉施設	2,495	46,059	83,260	58,330	62,550	25,066	60,976
6子育て支援施設	1,011	32,334	47,241	35,028	38,201	37,780	37,240
7産業系施設	2,752	3,713	9,186	3,713	5,537	2,012	5,398
8スポーツ・レクリエーショ ン・観光系施設	2,902	72,677	111,069	103,671	95,806	33,012	93,396
9 公園	470	7,751	6,480	6,666	6,966	14,810	6,791
10その他施設	1,465	4,997	6,628	7,500	6,375	4,353	6,215
合計	54,747	512,535	591,634	530,780	544,983		531,276

※出典:2021年嵐山町公共施設個別施設計画

(3) 道路の中長期的な更新等費用の試算

道路の中長期的な更新等の費用推計は、平成 29 年(2018)3 月策定の嵐山町公共施設 等総合管理計画(平成 28 年度法)と同じ手法で行います。

道路は、町民生活や経済活動を支える基盤であり、安全性や信頼性の確保は非常に 重要です。そのため長寿命化対策ではなく、予防保全型の維持管理の考え方に基づ き、計画的な点検・修繕や定期的な大規模改修を図ることで、道路の安全性や良好な 機能を確保します。

推計条件に示す道路分類ごとの更新年数、更新単価に基づき、図表 1-4 に示す道路面積に乗ずると、15 年間で 85 億 34 百万円、40 年間で 227 億 57 百万円の更新費用と推計されます。

図表1-4	町道の延長・道路面積((再掲)
-------	-------------	------

分類	延長	面積
1級(幹線)町道	31,930m	238,619 m ²
2 級(幹線)町道	28,518m	180,369 m ²
その他(幹線以外)町道	390,402m	1,325,088 m ²
自転車歩行者道(但し延長は内数)	(45,848m)	124,708 m ²
合計	450,850m	1,868,784 m

図表3-9 道路の更新費用条件と更新費用試算

国道	実延長	合計	道路面積	道路部	15年更新費用	40年更新費用	1年当たり整備額
主要地方道	実延長	合計	道路面積	道路部	15年更新費用	40年更新費用	1年当たり整備額
一般県道	実延長	合計	道路面積	道路部	15年更新費用	40年更新費用	1年当たり整備額
1級(幹線)町道	実延長	合計	道路面積	道路部	15年更新費用	40年更新費用	1年当たり整備額
		31,930		238,619	1,121,509	2,990,691	74,767
2級(幹線)町道	実延長	合計	道路面積	道路部	15年更新費用	40年更新費用	1年当たり整備額
		28,518		180,369	847,734	2,260,625	56,516
その他の町道	実延長	合計	道路面積	道路部	15年更新費用	40年更新費用	1年当たり整備額
		390,402	1	,325,088	6,227,914	16,607,770	415,194
自転車歩行者道	実延長	合計	道路面積	有効幅員	15年更新費用	40年更新費用	1年当たり整備額
		45,848		124,708	336,712	897,898	22,447
更新費用合計					8,533,869	22,756,983	568,925

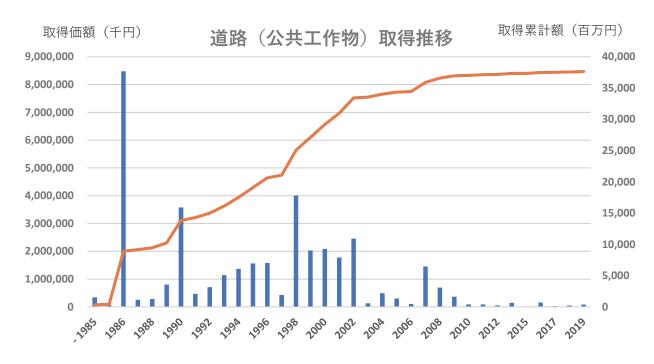
推計条件

	更新年数	更新単価(千円/㎡)			
1級(幹線)市道	15	4.70			
2級(幹線)市道	15	4.70			
その他の市道	15	4.70			
自転車歩行者道	15	2.70			

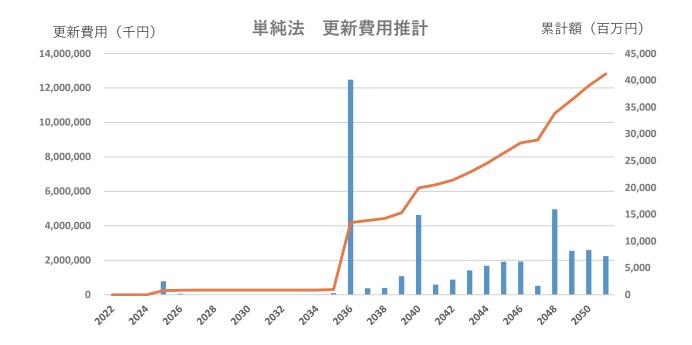
第3章 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

公会計固定資産台帳に記される取得年次から耐用年数が経過した時点で更新する、単純法による更新費用の推計は次の通りです。

図表3-10 道路の取得価格推移と単純法による更新費用推計



※出典:公会計固定資産台帳



(4) 橋梁の中長期的な更新等費用の試算

橋梁の中長期的な更新等の費用推計は、平成 29年(2017)3月策定の嵐山町公共施設 等総合管理計画(平成 28 年度法)と同じ手法で行います。

推計条件に示す道路分類ごとの更新年数、更新単価に基づき、図表 1-5 に示す橋梁 面積に乗ずると、50年間で238億65百万円の更新費用と推計されます。

分類	橋梁数	延長	面積
PC(プレストレストコンクリート)橋	30 橋	1,111m	7,219 m ²
RC(鉄筋コンクリート)橋	34 橋	159m	980 m²
鋼橋	7 橋	155m	625 m ²
合計	71 橋	1,425 m	8,824 m

図表3-11 橋梁の更新費用条件と更新費用試算

更新費用条件

分類	耐用年数	更新単価
PC(プレストレストコンクリート)橋		448 千円/㎡
RC(鉄筋コンクリート)橋	60年	
鋼橋		



公会計固定資産台帳に記される取得年次から耐用年数が経過した時点で更新する、 単純法による更新費用の推計は次の通りです。

なお、この更新費用の算定は、他のものと整合を図るため同様な方法で行っていま す。詳細な更新費用の算定は個別計画である嵐山町橋梁長寿命化修繕計画によるもの とします。

取得価額 (千円) **橋梁(公共工作物)取得推移** 取得累計額(百万円) 1,000,000 5,000 900,000 4,500 800,000 4,000 700,000 3,500 600,000 3,000 500,000 2,500 400,000 2,000 300,000 1,500 200,000 1,000 100,000 500 0 " 21,5 " 21,5 " 21,4 " 21,6 " 22,5 " 22,5 " 22,5 " 22,6 "

図表3-12 橋梁の取得価格推移と単純法による更新費用推計





(5) 道路・橋梁の維持管理・修繕費の費用試算

普通会計の対象の道路・橋梁については、総務省・財政状況調査を基に維持管理・ 修繕費を試算します。

過去3ヵ年の土木費の歳出実績を基に、土木管理費については、道路橋りょう費と 残りの土木費との比率で配賦をします。道路橋りょう費は全額を対象とします。その 他の土木費は対象としません。

この前提に立つと、維持管理・修繕費は、土木管理費 10,551 千円、道路橋りょう費 64,894 千円、合計 75,445 千円が妥当と推計されます。

道路・橋梁は町民生活に必要な生活インフラのため、将来も現状を維持することを 前提に、将来推計値に関しては、3ヵ年平均値を採用します。

土木費の3カ年平均値 千円

	人件費	うち職員給	物件費	維持 管理費	扶助費	補助費等	合計	配賦率
1.土木管理費	22,937	18,850	0	0	0	0	22,937	46%
2.道路橋りょう費	21,998	18,364	36,876	5,946	0	74	64,894	100%
3.河 川 費	0	0	29	0	0	38	67	0%
4.港 湾 費	0	0	0	0	0	0	0	0%
5.都市計画費								
(1)街 路 費	0	0	0	0	0	0	0	0%
(2)公園費	12,202	10,259	15,015	372	0	841	28,430	0%
(3)下水道費	0	0	3,398	0	0	0	3,398	0%
(4)区画整理費等	37,210	31,676	6,959	58	0	80	44,307	0%
6.住 宅 費	0	0	0	0	0	0	0	0%
7.空 港 費	0	0	0	0	0	0	0	0%
合計	94,348	79,149	62,276	6,376	0	1,033	164,033	

※出典:総務省 地方財政状況調査

試算結果

費目	金額千円
土木管理費	10,551
道路橋りょう費	64,894
合計	75,445

(6) 上水道事業の維持管理・修繕費と直近の更新費及び将来の財源見込み

公営事業会計対象の上水道事業については、2019 年(平成 31)3 月策定の上水道事業 経営戦略・投資財政計画に基づき試算します。

■直近3ヵ年の維持管理・修繕費(千円)

費目	按分比	2018	2019	2020
職員給与	50%	47,823	68,505	48,248
修繕費	100%	17,832	11,362	26,101
その他	30%	58,664	53,494	47,516
合計(按分比算出後)		59,343	61,663	64,480

※出典:公営企業決算調査

■直近の更新費(千円)

更新費	45,897	228,256	98,253
費目	2018	2019	2020

※出典:公営企業決算調査

■将来 10 年間の維持管理・修繕費の推計 収益的支出推計(千円)

費用	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
職員給与	69,400	69,400	69,400	69,400	69,400	69,400	69,400	69,400	69,400	69,400
動力費	23,200	23,200	23,200	23,200	23,200	23,200	23,200	23,200	23,200	23,200
修繕費	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800
材料費	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
受水費	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600
その他	80,100	80,100	80,100	80,100	80,100	80,100	80,100	80,100	80,100	80,100
計	251,300	251,300	251,300	251,300	251,300	251,300	251,300	251,300	251,300	251,300

※出典:上水道事業経営戦略投資財政計画

1)維持管理費の推計(千円)

进田	- 本八 LL	2022	2022	2024	2025	2026	2027	2020	2020	2020	2024
費用	按分比	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
職員給与	50%	34,700	34,700	34,700	34,700	34,700	34,700	34,700	34,700	34,700	34,700
動力費	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕費	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
材料費	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受水費	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	30%	24,030	24,030	24,030	24,030	24,030	24,030	24,030	24,030	24,030	24,030
計		58,730	58,730	58,730	58,730	58,730	58,730	58,730	58,730	58,730	58,730

2) 修繕費の推計(千円)

費用	按分比	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
職員給与	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動力費	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕費	100%	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800
材料費	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受水費	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800	36,800

3) 維持管理費・修繕費の推計(千円)

費用	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
維持管理費・ 修繕費計	95,530	95,530	95,530	95,530	95,530	95,530	95,530	95,530	95,530	95,530

■将来 10 年間の更新費用の推計

建設改良費推計(千円)

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計
204,200	681,250	954,940	186,280	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	3,520,670

※出典:上水道事業経営戦略投資財政計画

1) 改修費推計(千円)

按分比	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
50%	102,100	340,625	477,470	93,140	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500

2) 更新費推計(千円)

按分比	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
50%	102,100	340,625	477,470	93,140	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500	124,500

※出典:上水道事業経営戦略投資財政計画

3) 単純法更新費の推計(千円)

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
126,423	209,897	121,636	79,194	85,659	43,231	23,709	51,440	149,891	194,565

※出典:公会計固定資産台帳

38节 市 个人个女子中的个面

■上水道事業の将来の財源見込み

上水道事業の将来の財源見込みとしては次の4つが挙げられます。

- 1. 企業債
- 2. 国庫補助金
- 3. 損益勘定留保資金※
- 4. 利益剰余金

※損益勘定留保資金は、当年度収益的収支における減価償却費や資産減耗費など、現金支出を必要としない費用 計上により留保される資金です。当該年度に欠損金が見込まれる場合は、これに相当する額を控除した範囲内 でしか補てん財源として使用できません。

(7) 下水道事業の維持管理・修繕費と直近の更新費及び将来の財源見込み

公営事業会計対象の下水道事業(浄化槽事業を含む)については、2021 年(令和 3)3 月策定の下水道事業経営戦略・投資財政計画及び公営企業決算調査に基づき試算します。

■直近3ヵ年の維持管理・修繕費(千円)

費目	按分比	2018	2019	2020
職員給与	50%	10,373	10,116	20,662
修繕費	100%	64,188	62,211	56,557
その他	50%	55,350	78,622	82,313
合計(按分比算出後)		97,050	106,580	108,044

※出典:公営企業決算調査

※出典:公営企業決算調査

■直近の更新費(千円)

費目	2018	2019	2020
更新費	0	0	0

■将来 10 年間の維持管理・修繕費の推計

収益的支出推計(千円)

費用	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
職員給与	33,376	33,376	33,376	33,376	33,376	33,376	33,376	33,376	33,376	33,376
動力費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕費	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526
材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	384,832	348,124	351,196	354,712	354,096	354,000	352,244	351,072	349,778	351,031
計	428,734	392,026	395,098	398,614	397,998	397,902	396,146	394,974	393,680	394,933

出典) 下水道事業経営戦略投資財政計画

1)維持管理修繕費の推計(千円)

費用	按分比	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
職員給与	50%	16,688	16,688	16,688	16,688	16,688	16,688	16,688	16,688	16,688	16,688
動力費	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

修繕費	100%	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526	10,526
材料費	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	50%	192,416	174,062	175,598	177,356	177,048	177,000	176,122	175,536	174,889	175,516
計		219,630	201,276	202,812	204,570	204,262	204,214	203,336	202,750	202,103	202,730

■将来 10 年間の更新費用の推計

建設改良費推計(千円)

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計
296,490	296,490	302,490	296,490	181,890	197,890	181,890	181,890	181,890	181,890	2,299,300

※出典:上水道事業経営戦略投資財政計画

1) 改修費推計(千円)

按分比	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
50%	148,245	148,245	151,245	148,245	90,945	98,945	90,945	90,945	90,945	90,945

2) 更新費推計(千円)

按分	ቲ 2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
50 %	148,24	5 148,245	151,245	148,245	90,945	98,945	90,945	90,945	90,945	90,945

※出典:上水道事業経営戦略投資財政計画

3) 単純法更新費の推計(千円)

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※出典:公会計固定資産台帳

下水道事業は 1980 年(昭和 55)頃からの事業のため、2022 年(令和 4)から 2031 年 (令和 13)までの期間では耐用年数を迎えていないため、費用が発生しません。

■下水道事業の将来の財源見込み

下水道事業の将来の財源見込みとしては次の4つが挙げられます。

- 1. 企業債
- 2. 国庫補助金
- 3. 他会計補助金
- 4. 損益勘定留保資金※

※損益勘定留保資金は、当年度収益的収支における減価償却費や資産減耗費など、現金支出を必要としない費用 計上により留保される資金です。当該年度に欠損金が見込まれる場合は、これに相当する額を控除した範囲内で しか補てん財源として使用できません。

9.2 財源見込みの検討

(1) 普通建設事業費及びその財源の推移

① 直近 10 年間の普通建設事業費

地方財政状況調査に基づくと、2010年(平成22)から2019年(令和元)までの10年間の普通建設事業費は累計額で77億29百万円です。

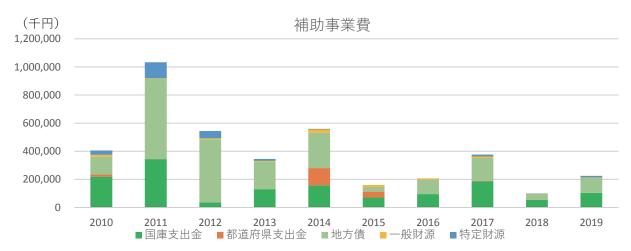
財源の内訳を見ると地方債が 42%と最も多く次いで一般財源 29%、国及び県支出金が 24%です。

図表3-13 財源別普通建設事業費の推移 千円

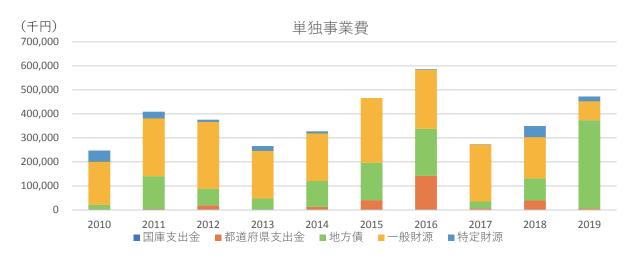
補助事業費	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
事業費計						160, 043	
国庫支出金	219, 999					71, 441	
都道府県支出金	15, 015	127	0	0	122, 057	41, 987	0
地方債				195, 700	251, 100	33, 300	100, 100
一般財源	14, 783	3, 295	7, 978	6, 645	23, 839	13, 315	8, 898
特定財源	29, 307	112, 655	50, 939	12, 768	3, 746	0	758
その他	0	0	0	0	0	0	0
単独事業費							
事業費計							
				0			0
						40, 640	
						155, 100	
						270, 518	
	46, 460			20, 067			2, 152
その他	0	0	0	0	1, 210	0	0
補助事業費	2017	20	110	2010	合計	平均	比茲
						395, 549	
				104, 893		140, 426	
都道府県支出:				0			5%
							51%
						9, 531	2%
	原 1			10, 319			6%
その			0	0		0	0%
単独事業費							
						377, 401	
国庫支出金	金	0		0	0	0	0%
都道府県支出		6, 563	39, 235	6, 000	271, 493	27, 149	7%
地方	唐 2	8, 800	91, 900	367, 400	1, 218, 800	121, 880	32%
一般財活	源 23	7, 205	172, 014	79, 092	2, 101, 168	210, 117	56%
一般財 特定財 その(原 23 原				2, 101, 168 181, 336 1, 210	210, 117 18, 134 121	56% 5% 0%

命やんではでいての

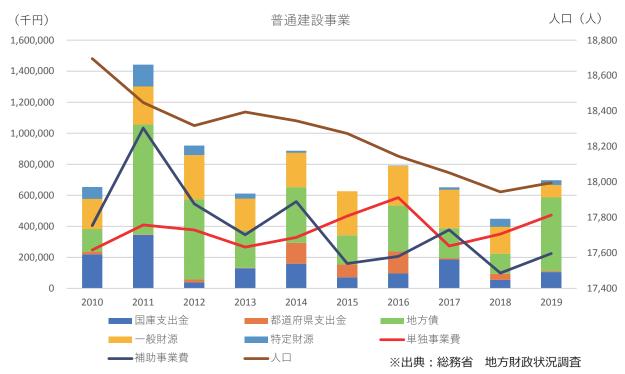
図表3-14 補助建設事業費の推移



図表3-15 単独建設事業費の推移



図表3-16 普通事業費と財源の推移



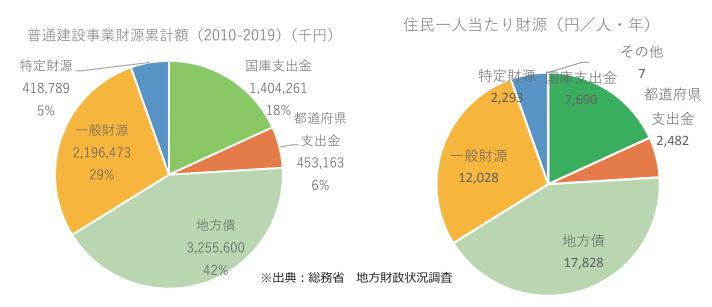
42 F FF TO A TO SE TO ME TO FF FF TO A

直近 10 年間の普通建設事業費の財源別平均額を住民一人当たり負担額に換算したものを図表 3-18 に示します。

負担額が一番大きいのは地方債、次いで一般財源になります。

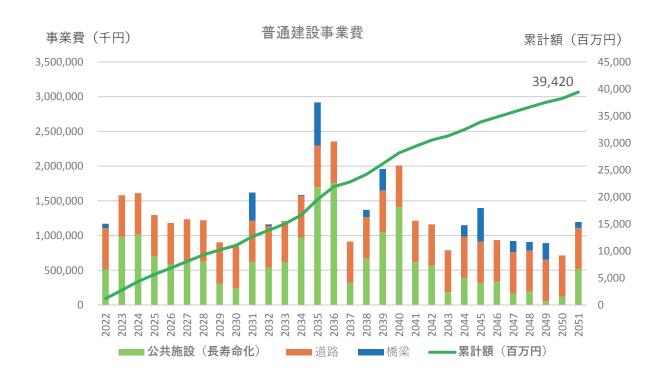
図表3-17 普通建設事業費累計の財源割合

図表3-18 住民一人当たりの財源額



普通会計で扱う公共施設、道路、橋梁の今後 30 年間の建設事業費の推計を図表 3-19 に示します。

道路、橋梁は耐用年数経過後に更新、公共施設は現状の床面積を維持しながら長寿 命化対策や予防保全型の維持管理に努め耐用年数の延長化を図ります。事業費は 2051 年(令和 33)までに総額 394 億円となります。



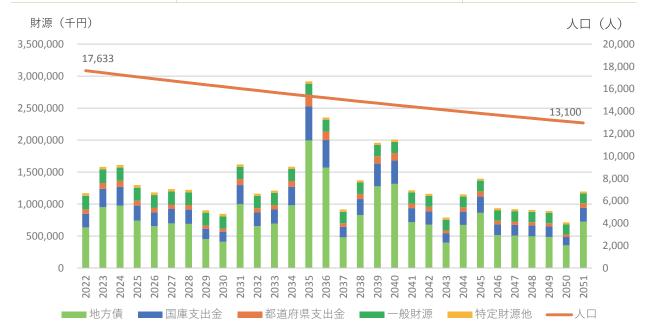
図表3-19 普通事業費の将来推計

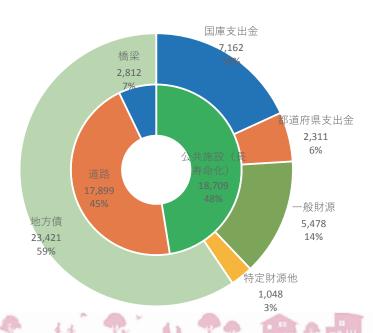
② 普通建設事業費を賄う財源の推計

2051年(令和33)までに発生する事業費は総額394億円となります。過去の実績からみて財源は図表3-20に示す通りです。本検討では5つの財源根拠を設定し、財源不足分を地方債で賄った場合、負担額がどのようになるか推計します。

図表3-20 財源と推計前提及び推計結果

財源	設定根拠	設定値
国庫支出金	直近 10 年間の実績比率	18%
都道府県支出金	直近 10 年間の実績比率	6%
一般財源	直近 10 年間の人口 1 人当たり実績額	12,028 円/人
特定財源	直近 10 年間の人口 1 人当たり実績額	2,293 円/人
その他	直近 10 年間の人口 1 人当たり実績額	7円/人
地方債	財源不足額	

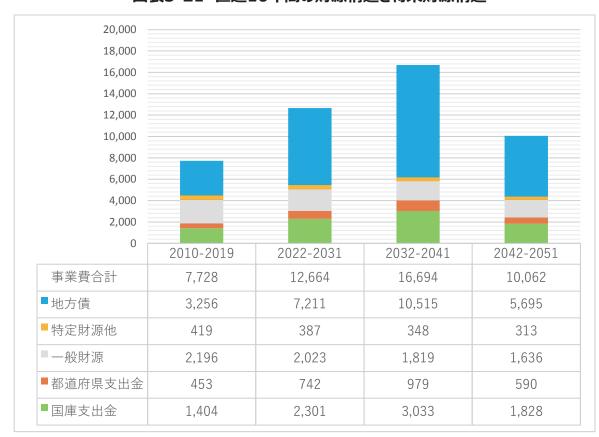




直近 10 年間の事業費合計は 77 億 28 百万円でしたが、今後は公共施設の更新時期 が近づくため 2022 年からの 10 年間は 126 億 64 百万円です。更に 10 年間毎に 166 億 94 百万円、100 億 62 百万円となります。

財源に占める地方債の割合は、直近 10 年間は事業費合計に対して 42%でしたが、 人口減少から一般財源は減少するため地方債に依存することから、その割合は、 57%、63%、57%と過半を占める財政構造となります。

実際の財政計画では不足分を賄う地方債割合は理論上の9割前後になるため、費用 捻出のために一般財源の見直しを迫り、行政サービスに負担をかける事が予見されます。



図表3-21 直近10年間の財源構造と将来財源構造

	2010-2019	2022-2031	2032-2041	2042-2051
国庫支出金	18%	18%	18%	18%
都道府県支出金	6%	6%	6%	6%
一般財源	28%	16%	11%	16%
特定財源他	5%	3%	2%	3%
地方債	42%	57%	63%	57%

(2) 公債費の将来推計

① 既存地方債の元利償還スケジュール

地方財政状況調査に基づく臨時財政対策債を除く既存地方債の保有残高と償還スケジュールを図表 3-22 に示します。なお 2031 年(令和 13)以降の償還はトレンド分析6にて推測します。30 億円の地方債は 2040 年(令和 22)に完済予定です。

既存地方債(臨時財政対策債除く)元利償還スケジュールの推移と推測 元利金(千円) 残高 (千円) 400,000 3.500.000 350.000 3.000.000 300,000 2,500,000 250,000 2,000,000 200,000 1,500,000 150,000 1.000.000 100,000 500,000 50,000 ■ 元金 ■ 利子 — 残高 ※出典:総務省 地方財政状況調査

図表3-22 既存地方債(臨時財政対策債除く)元利償還の推移と推計

② 新規地方債の元利償還スケジュール

図表 3-21 で示した普通建設事業費の地方債調達額の 2051 年(令和 33)まで 30 年間 の元利償還スケジュールを図表 3-23 にて試算します。

試算前提は期間 20 年、利率 1.5%、元利均等返済の返済方法で行います。

2022 年(令和 4)の 6 億円の地方債借入額は、2040 年(令和 22)に約 110 億円の残高ピークを迎えますが、以降順調に償還が進みます。



図表3-23 新規地方債の元利償還推計

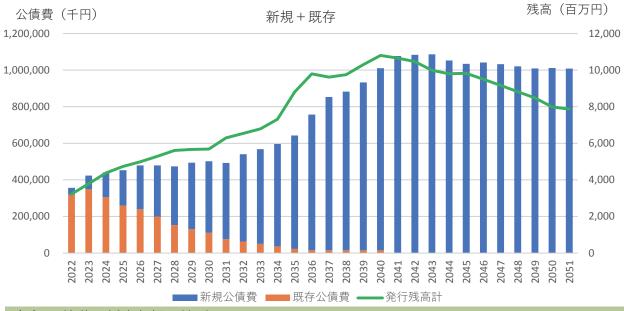
46

⁶ トレンド分析:過去から現在までのトレンド(傾向、方向性)を把握し、将来的な推計値の方向性を予測する分析手法です。2030年までの償還計画に基づき将来推計に用います。

③ 既存及び新規地方債の元利償還スケジュール

既存及び新規地方債の合算した元利償還スケジュールを図表 3-24 に示します。残高 ピークは 2040 年(令和 22)に迎えますが、以降順調に償還します。

新規地方債の借入額ピークは 2042 年(令和 24)から 2051 年(令和 33)にわたり 10 億円になります。



図表3-24 既存及び新規地方債の元利償還推計

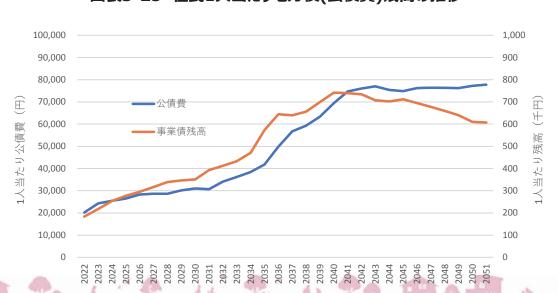
(3) 公債費の将来負担の検討

今後必要となる公共施設等の長寿命化対策や機能更新に係る建設事業費の過半は、 地方債に依存することになります。

公債費の償還も結果的には住民が負担することになります。

負担額はどの程度になるか、周辺及び類似自治体の人口 1 人当り地方債残高を比較 することで、負担額の多寡を把握します。

2022年(令和 4)の人口 1 人当り地方債残高は 183 千円/人ですが、2031年(令和 13)は 393 千円/人、ピークの 2041年(令和 23)には 740 千円/人に達します。

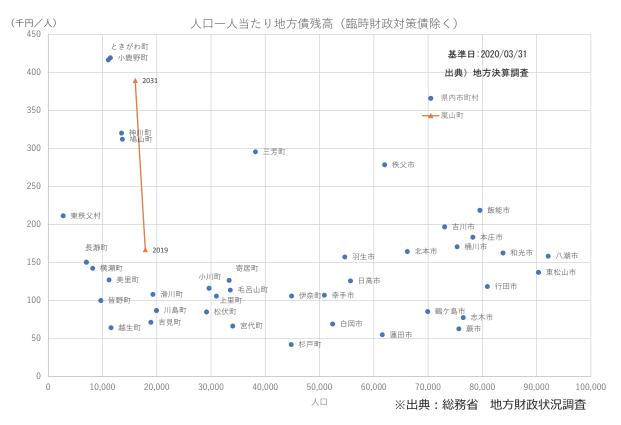


図表3-25 住民1人当たり地方債(公債費)残高の推移

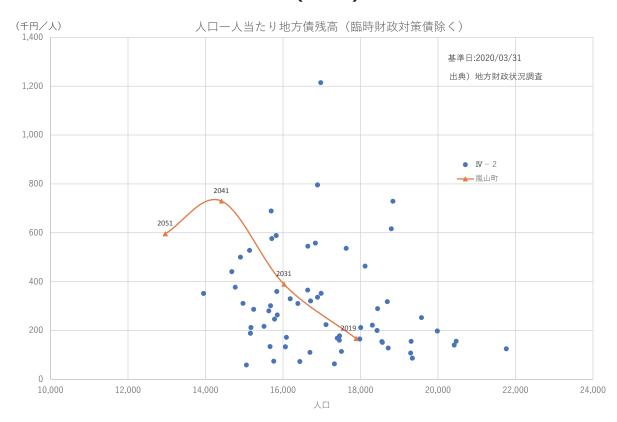
町の人口1人当り地方債残高について地方財政状況調査を基に他自治体と比較します。

図表 3-26 は県内の周辺自治体と、図表 3-27 は類似自治体(Ⅳ-2 型)と比較します。

図表3-26 住民1人当たり地方債(公債費)残高の比較・周辺自治体



図表3-27 住民1人当たり地方債(公債費)残高の比較・類似自治体



👥 中長期的な経費見込み

これまでの検討を整理すると普通会計及び公営事業会計の建築物及びインフラ施設に係る 2022 年(令和 4)から 10 年間の中長期的な経費は次の通りとなります。

図表3-28 10年間の中長期的経費見込み (百万円)

	維持管理・	改修・	単純法	長寿命化	直近の年平均実績	
項目	修繕 (A)	長寿命化・ 更新 (B)	更新 (C)	対策効果額 (B)-(C)	維持管理・ 修繕	更新
普通会計 公共施設	5,313	6,224	9,700	△3,476	545	773
普通会計 道路	754	5,966	871 ⁷	5,095	75	53 ⁸
普通会計 橋梁	734	47	0	47	73	19 ⁹
普通会計 合計	6,067	12,237	10,571	1,666	620	845
公営企業会計 上水道	955	3,521	1,086	2,435	62	72
公営企業会計 下水道	2,048	2,299	0	2,299	104	0
公営企業会計 合計	3,003	5,820	1,086	4,734	166	72
総合計	9,070	18.057	11,657	6,353	786	917

[※]更新とは現行保有施設を新規に建て替えることです。

⁷ 公会計固定資産台帳より

⁸ 図表 2-13 2016-2018 年の取得累計額の差分平均値。直近3ヵ年に変動がないため。

⁹ 図表 2-14 2015,2017-2018 年の取得累計額の差分平均値。直近 3 ヵ年に変動がないため。

中長期的な経費に係る会計毎の財源見込みは次の通りです。

図表3-29 普通会計及び公営企業会計の財源見込み

項目	財源見込み
普通会計 公共施設・道路・橋梁	国庫支出金都道府県支出金一般財源特定財源その他一般財源地方債
公営企業会計 上水道	企業債国庫補助金損益勘定留保資金利益剰余金
公営企業会計 下水道	企業債国庫補助金損益勘定留保資金他会計補助金

👥 数値目標の検討

人口減少を基調とする少子高齢化社会における財政構造では、一般財源の地方税が減少し、歳出の扶助費が増大する構図が高位安定で続くことが予見されます。

その際に投資的経費である普通建設事業費に充当できる財源は限られてきます。また、少子高齢化社会の進展は住民の年齢構成に変化が生じ、行政サービス需要の変容も起こる事が考えられます。

個別施設計画にて策定した長寿命化対策は、予防保全型の維持管理を行うことで、 将来の更新費用を先送りする結果となりますが、すべての公共施設等の保有量に変化 がなければ、いずれ投資的経費の捻出が必要になります。

将来世代にも充実した住民行政サービスを提供するためには、2 つの原則に基づき公 共施設等を適正管理する事が望まれます。

原則 1:施設総量の適正化。総量削減によって財政負担を軽減します。 原則 2:施設管理の適正化。安全管理・耐震化・長寿命化を推進します。

原則 2 に関しては次章で詳細に検討するので、ここでは原則 1 の施設総量について 検討します。

2010年(平成 22)から 2019年(令和元)の直近 10年間の普通建設事業費は 77億 28百万円で1年当り7億73百万円になります。2022年(令和4)~2051年(令和33)までの30年間の普通会計の普通建設事業費は394億20百万円と推計され1年当り13億14百万円になります。

これは直近の実績値の1.7倍の経費となります。

財政構造が上述した構図のため、充当可能な財源見込みからみても、施設総量を縮減しなければバランスは図れません。

図表 3-30 は、2 つの指標から施設総量縮減の水準を検討したものです。

図表3-30 施設総量の縮減目標の検討

検討項目	縮減目標の考え方	縮減目標水準
将来人口	2020 年総人口 17,510 人 ⇒2050 年総人口 13,100 人 2020 年生産年齢人口 10,208 人 ⇒2050 年同人口 6,445 人	町の財政規模は人口と比例していると仮定。 人口比:△25% 生産年齢人口比:△37%
普通建設事業費	直近 10 年間の 1 年当り事業費 ⇒7 億 73 百万円 今後 30 年間の 1 年当り事業費 ⇒13 億 14 百万円	普通建設事業費は直近金額を上限 と仮定。 事業費ベース:△41%

検討項目と目標設定の考え方はそれぞれ異なるため、同列での比較は難しいものの 25%から 41%の施設総量の縮減水準が示されます。

道路及び橋梁は地域住民の日常生活に欠かせないインフラ資産のため、総量縮減は 日常生活に多大な影響を及ぼすことになります。

公共施設の施設総量についてみると、図表 1-3 に示す通り約 55,000 ㎡のうち、学校教育施設が 6 割の約 31,000 ㎡を占め、総量管理上の不可避な検討課題です。

少子高齢化社会が今後も進展することが予測されるため、将来の児童生徒数を踏ま えた学校教育施設の維持を図る必要があります。

しかし、公共施設の再編は地域住民の生活に影響があることから、丁寧な説明、検討が必要です。

現在、嵐山町立小中学校再編等審議会において、小中学校の再編について審議されています。その審議結果を尊重し、町及び教育委員会において、小中学校の再編等について、一定の方向性を決定することとなります。その後、本計画では施設総量の縮減目標を示すことと致します。

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

基本的な考え方

施設の老朽化程度を示す有形固定資産減価償却率は、全国的には 45%から 65%程度で推移しています。令和 3 年(2021)の町の公共施設の同指標は 74%です。今後の公共施設の更新政策を見直すべき時期が近づいています。

生産年齢人口の減少や高齢化の進展など人口動態の変容が顕著なことを鑑みると、 将来的な維持管理・更新費用にかかる財政負担は過大となり、財政運営が全国と比べ て厳しくなることが考えられます。漫然と現状施設の利用を続け計画的な更新政策を 怠ると近い将来、公共施設等の機能停止や崩壊、あるいは財政破綻などが起きる可能 性の現実味が増します。

一方、町を取り巻く社会経済情勢が変化する中、今後は少子高齢化及び人口減少が 進展するため、町の公共施設等に求められる住民ニーズが変化することが考えられま す。このような背景から現世代のみならず次世代の需要に応えるため、必要性の高い 住民行政サービス機能を提供していくために、公共施設の適正管理への取組みが一層 重要になります。

行政サービス機能の維持は、公共施設の複合化や民間事業者活用など、多様な工夫を図ることで施設総量の縮減が可能です。次世代に利用価値の低い公共施設や過大な財政負担を強いることなく、より良い公共施設等の住民行政サービス機能を継承していくことが望まれます。

そのためには、公共施設の機能、在り様について住民とともに検証し創造していく。 これが町の公共施設適正管理への取組みの基本的な考え方です。

一方、道路や橋梁、上下水道などのインフラ資産は、住民の日常生活や経済活動における大切なライフラインであり、大規模災害時には救援や災害復旧等における重要な基盤となるため、資産縮減量には限界があります。従ってこれらインフラ資産に大きな予算を割り当てる方針の反面、公共施設予算確保にしわ寄せが生じ、最低限必要な公共施設も維持できなくなる局面は避けなければなりません。

公共施設とインフラ資産のバランスが図れるサービス運営を視野に入れつつ、総合的見地から公共施設等の在り方を検証し、住民行政サービス運営を成功へ導くためには、住民との協働は言うまでもなく、専門的なノウハウや資金を有する民間事業者等との連携協力も視野に入れ、総合的に検討することが重要となります。

基本コンセプト

持続可能で最適な公共サービスを提供する

第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方



🔛 公共施設等の管理に関する基本方針

4.2.1 点検・診断等の実施

点検・診断等は維持管理及び更新等の原点であり、公共施設等のメンテナンスサイクルを検討する際の基本的な業務です。そのため、法定点検以外にも日常的な目視確認や利用者等の通報に基づき、公共施設等の損傷や設備異常等の早期発見に努めます。 結果として事後保全対応をできるだけ回避して、不具合が発生する前に対策を講じられる予防保全体制の構築に努めます。

点検・診断等の結果については記録化と活用を促進し、公共施設等の劣化・損傷の拡大防止に努め、安全管理の徹底と維持管理費用等のコスト削減につなげます。

4.2.2 維持管理・更新等の実施

点検・診断等の結果を踏まえ、予防保全型の維持管理を推進することで、維持管理 費用の縮減と平準化に努めます。

公共施設の更新費用は金額が大きいため、事業実施に際しては、大規模改修によって回復される機能や耐用年数の延長効果と建替え費用とのバランスを検証して、中長期的な財政負担の軽減を図る観点から、その実施の是非を検討します。

4.2.3 安全確保の実施

点検・診断等の結果に基づき、町民生活に必要不可欠な危険性のある公共施設は、 早急な修繕により安全性を確保します。修繕のみで安全性を確保できない場合は費用 対効果を勘案して、他施設への機能移転や大規模改修あるいは更新等について検討し ます。

一方、町民二ーズが低く災害時等の必要性が乏しい施設などは、速やかな使用中止 等の措置を図る事で被害の発生・拡大防止に努めるとともに用途廃止を検討します。

用途廃止の公共施設は、速やかに転用を図り行政財産の有効活用に努めます。併せて今後も利用見込みのない公共施設については、自然災害等による事故防止の観点から速やかな建物除却を図ります。

4.2.4 耐震化の実施

東日本大震災を契機に災害時の避難所及び医療施設等重要な建築物は、安心・安全 確保の拠点としての役割が改めて認識されました。これら拠点となる公共施設の耐震 判断及び耐震化は必要不可欠です。

町は既に嵐山町建築物耐震改修促進計画に基づき耐震化を進めており、現在の建築 基準法に基づく耐震改修の必要がある施設はありません。

しかしながら今後の社会情勢の変化により必要性が生じる場合や、点検等の実施により必要となった際は、施設利用状況を鑑みながら対応します。

4.2.5 長寿命化の実施

長寿命化は公共施設等の使用年数の延長化を図ることで、中長期的な投資的経費の 低廉化に貢献するとともに、更新政策の判断を将来に求める事で、社会経済環境の変 化による行政サービス需要に弾力的に対応できる利点があります。 長寿命化計画が策定済の施設に関しては、当該計画に沿って点検・診断・予防保全型の維持管理を実施することで、計画的な公共施設マネジメントが図れます。

長寿命化計画の対象ではない大規模改修や更新等においても、中長期的な財政負担 に影響を及ぼさないよう、工法・仕様などの検討に努めます。

また環境問題が一層重視されるこれからの社会では、長寿命化改修を実施する際は 脱炭素化が見込める工法・仕様などについて配慮しながら検討します。

4.2.6 ユニバーサルデザイン化の推進

バリアフリーが、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、予め障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。

すべての人に優しいユニバーサル社会を構築するためには、子ども、高齢者や身障者に留まらず、誰もが利用しやすい公共施設のユニバーサルデザイン化が望まれます。

耐用年数の期限を超えて更新時期を迎える公共施設や、長寿命化計画に基づき予防保全型改修を予定する公共施設については、段差の解消や多機能トイレの整備、エスカレーターやエレベーター等の設置、見やすいサインの整備など、ユニバーサルデザイン化を検討します。

また今後は、コロナ禍など経験したことのない社会課題と共存する時代になります。 多様な人々が交流する公共空間においては、新しい生活様式にも対応できる施設計画 を検討します。

4.2.7 統合や廃止の推進

少子高齢化社会の進展は、生産年齢人口の減少に伴う税収減や、扶助費の増大と云う財政構造的な課題を生み、結果として将来的な投資的経費の縮小均衡に影響を及ぼ します。

社会経済環境の変化は行政サービス需要のニーズ変容にも直結する課題です。今後の公共施設等を適切に維持管理・更新していくためには、施設老朽化の状況、安全性の把握に努めるとともに、維持管理の現状や施設利用状況の変化を的確に把握する重要性が高まります。

間断のない更新政策の検討において、施設の統廃合・集約化・複合化・転用・除却 等を推進することで施設総量の縮減を図り、財政負担の軽減及び平準化に努めます。

統廃合等の施設再編により未利用となる公共施設については、地域住民に提供する 行政サービス水準が著しく低下することのないように留意するとともに、新たなニー ズへの対応や、施設の地域偏在が生じないように施設配置のバランスを考慮しながら 施設総量の適正化に努めます。

施設除却後の跡地利用については、行政サービス機能の利活用を再検討しますが、 利活用が見込めない場合は、売却等により財源の確保に努めます。 第4章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

👥 全庁的な取組体制の構築や PDCA サイクルの推進等に係る方針

4.3.1 マネジメントの実施体制

(1) 公共施設等マネジメントの推進体制の整備

今後は、計画担当、財政、公共施設等の維持管理を所管する担当部署と、公共施設等に係る情報の共有化を図り、部署間で相互連携を図りながら公共施設等総合管理計画に基づく適正管理の取組みを進めて行きます。

基本的には既存の庁内会議を活用し、本計画に基づく取組みを共有しながら、新たに生じる未利用財産の有効な利活用方法や売却等の方針を協議していきます。

本計画に基づく個別の施設整備を進める際は、公共施設等の利用及び財政状況などの情報を住民と共有しながら、施設総量の適正化に向けた合意形成に努めます。

特に、施設の廃止・移転など住民生活に大きな影響を及ぼす事案については、地域 住民や関係者と丁寧なコミュニケーションを図る事で事案を進めます。

(2) フォローアップの実施

公共施設等の適正管理を推進していくためには、計画の不断の見直しを図ること が重要です。

5 年前後を目途に公共施設等の個別施設計画を定期的に点検し、適正管理方針のPDCA を図る事が望まれます。

公共施設等総合管理計画 ・数値目標 •適正管理方針 ☆公共施設適正管理行動計画 (=個別施設計画・管理政策) Λ ☆ 適正管理の実施 ☆事業の見直し 統括管理 行動計画の実行 改善策の検討 施設の在り方検討 ☆適正管理方針の評価 · 総量検証、費用対効果 方針に基づく総量 · 仮) 公有財産利活用 及び経費縮減の検証 検討委員会

THE THE WATER

図表4-1 公共施設等マネジメントの実施枠組み

第5章 施設類型別の管理基本方針

公共施設等のマネジメント方針を踏まえ、施設類型ごとの基本方針を以下の通り設 定します。

公共施設の管理基本方針

総量削減を優先的に考え、そのうえで計画的な予防保全による長寿命化や、稼働率 の低い施設・スペースの利用形態の見直しなど様々な取組みを行っていきます。

(1) 行政系施設 NO1~11

類型	施設数	基本方針			
		・計画的な予防保全による長寿命化			
庁舎等	4	・災害対応施設として機能維持・向上			
		・将来の更新時等には適正規模の検討			
防災・防犯施設	7	・災害対応施設として機能維持・向上 ・将来の更新時等には適正規模の検討 ・将来の更新時等には適正規模及び再配置の			
	1	検討			

本庁舎は、行政機能の中枢を担う施設として重要な役割を担っています。

平成 7 年(1995)の建設から 27 年が経過して、50 年の耐用年数の過半を過ぎてお り、長寿命化対象施設ですが規模が大きいので、改修費用の調達が財政に影響を及ぼ します。

町が保有する防災・防犯施設は消防車庫が主です。行政サービストの必要施設なの で、この統廃合等に際しては、施設のコストや施設配置という面から検討するもので はなく、地域ごとに組織されている消防団の構成の面から検討すべき問題になります。

したがって、今後の地区毎の人口推移などを見極めながら、町の防災体制の面から 中長期的に議論を進めていく必要があります。その際に、施設に関わるコストのほか、 団員、車両、装備品など消防団の将来像と財政負担を総合的に勘案し、検討していく ことが望まれます。

(2) 学校教育系施設 NO12~68

類型	施設数	基本方針
学校等(小学校)	32	計画的な予防保全による長寿命化等の検討 学校教育施設の規模・配置の検討
学校等(中学校)	21	・民間活力の導入余地の検討
学校等(幼稚園)	3	・計画的な予防保全による長寿命化等の検討 ・運営形態の見直し
学校給食センター	1	・運営形態の見直し

町の保有する公共施設のうち、総床面積の約6割を占める施設類型であり、旧耐震 施設が過半に達していることから、今後の公共施設適正化において丁寧な検討が必要 です。

中 秋 平 4 平 m 中間

第5章 施設類型別の管理基本方針

今後、就学児童・生徒数が減少するなか、学校教育施設の在り方について議論が必要です。一方、教育系機能は防災拠点として重要な機能も併せ持っており、施設は他用途への転用も可能となる拡張性を有していることから、多角的な検討が必要です。

(3) 文化系·社会教育系施設 NO69~79

類型	施設数	基本方針
交流センター	7	計画的な予防保全による長寿命化稼働率の低いスペースの利用形態見直し民間活力の導入余地の検討
県民休養地施設	1	・更新時等には適正規模・適正配置の検討 ・周辺公共施設への移転・複合化検討
図書館	3	・計画的な予防保全による適切な維持管理

高齢化社会を迎え、交流センターの利用需要は高まっていきます。今後は計画的な 予防保全による長寿命化を図るとともに、町民が利用しやすい効果的・効率的な管理 運営の検討を進めます。南部交流センターについては将来的なあり方として、周辺公 共施設への移転・複合等の検討を図ります。

図書館は利用実績があり、今後も行政サービスの重要な機能を果たすため、計画的な大規模修繕、劣化状況によっては更新の検討を実施し、施設維持に努めます。

(4) 保健福祉系施設 NO80~88

類型	施設数	基本方針		
健康系施設	1	・計画的な予防保全による長寿命化		
		• 他公共施設との機能複合化検討		
		・運営等における民間活力の導入を検討		
社会福祉施設	0	・計画的な予防保全による長寿命化		
	8	・運営等における民間活用の継続		

将来的な人口減少が見込まれる一方、近年の利用対象者は拡大の傾向を見せています。今後も行政サービス需要の増大が見込まれるため、計画的な予防保全による長寿命化を図り、更新時期までの検討期間を確保します。将来的には人口動態の変容により行政サービス需要の変化が考えられるので、多機能施設としての機能複合化を視野に入れ、更新形態を検討していきます。

(5) 子育て支援施設 NO89~94

類型	施設数	基本方針
子育て支援施設	6	・計画的な予防保全による長寿命化 ・民間活力の導入余地の検討

嵐山町子育てステーション 嵐丸ひろばは、将来的には嵐山町健康増進センターへ の移転・複合化を検討します。

学童保育室は、将来の学級数適正化の検討を踏まえ、行政サービス機能の維持を図

でんって対するかでの語を描

ります。

(6) 産業系施設 NO95~97

類型	施設数	基本方針
産業系施設	3	・計画的な予防保全による維持管理 ・施設の在り方検討

町の産業振興に資する施設です。貸付施設については利用者・使用者の意向を踏ま え、必要に応じて施設機能の見直し等を検討します。

(7) スポーツ・レクリエーション系施設 NO98~112

類型	施設数	基本方針
体育館等	4	・計画的な予防保全による長寿命化 ・民間活力の導入余地の検討 ・将来の更新時等には適正規模の検討
スポーツ・レクリエー ション系施設	11	・計画的な予防保全による長寿命化 ・貸付施設は利用者意向を踏まえ在り方検討

体育館等はその規模から災害時に避難所・防災拠点としての重要な機能を担うこと にもなりうるため、更新時等にはこれらの機能を踏まえた検討も必要となります。

貸付施設については利用者・使用者の意向を踏まえ、必要に応じて施設機能の見直 し等を検討します。

(8) 公園 NO113~132

	類型	施設数	基本方針	
公園	20	・利用者の意向を踏まえた在り方検討		
	20	・運用コストの削減策の検討		

歴史の里公園は、施設の築年数及び利用動向に鑑み、将来的に廃止を検討します。 その他の施設については、適切な維持管理のもと、改修及び更新等により、機能維持を図ります。

(9) その他 NO133~141

類型	施設数	基本方針
その他施設	9	・計画的な予防保全による長寿命化 ・運用コストの削減策の検討

文化財整理室及び旧都市計画課分室は、築年数及び利用動向に鑑み、除却・移転・廃止を検討します。

その他の施設は、適切な維持管理のもと改修・更新等により、機能維持を図ります。 日本赤十字社埼玉県支部旧社屋は、定期的な保存工事を実施することで、良好な状

第5章 施設類型別の管理基本方針

態を保ち、文化的価値の向上・教育に寄与し続けるものとします。

5.2

👱 インフラの管理基本方針

予防保全型の維持管理に努め耐用期間の延長化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

類型	基本方針
道路	・計画的な予防保全による維持管理 ・利用需要の変化に応じ、計画の中止や廃道を含む道路網の 再構築を検討
橋梁	・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全による 長寿命化
上水道	・「嵐山町第 2 次水道事業基本計画」に基づき、適正なアセットマネジメントを実施
下水道	・公営企業会計への移行により施設把握を行い、現状利用に 即したアセットマネジメントを実施
雨水排水	・雨水排水施設については、予防保全型の計画的な維持 管理により、安全を確保するための整備、長寿命化及 び除却、また維持管理費用の抑制・平準化に努める。 (鉄道線路敷横断雨水排水路の長寿命化及び除却事業)

道路、橋梁などのインフラ施設は、住民生活の基盤となるものであり、重要度や 優先度、利用度を踏まえ、中長期的な視点から適正な整備を図っていきます。

そのため、「規模」、「質」、「コスト」の観点から、適正管理の基本方針を「社会経済情勢の変化や町民ニーズに応じた最適化」、「安心・安全の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。社会経済情勢の変化等による利用需要に応じた最適な施設の総量・配置を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる管理費の縮減や、必要な機能を維持しながら耐用期間の延長を図ることなど、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(1) 社会構造の変化や町民ニーズに応じた最適化

今後の社会経済情勢及び人口減少による利用需要の変化により、インフラに求められる役割や機能、規模は変化していくものと考えられます。

老朽化対策の検討に際しては、防災機能やユニバーサルデザインへの配慮など、 社会要請に応じた対応のほか、町民ニーズや利用需要に基づいた適正な規模と配置 を図ります。

(2)安全・安心の確保

インフラ施設は、住民生活や経済活動を支える基盤であり、安全性や信頼性の確保は非常に重要です。このことから、予防保全型の維持管理を導入し、計画的な点検・修繕や定期的な大規模改修を行うことで、施設の安全性や良好な機能を確保します。

(3) 中長期的なコスト管理

インフラ施設の必要な機能を維持していくためには、中長期的なライフサイクル コストの縮減や、予算計画を立てやすくするための費用負担の平準化を図る必要が あります。

そのためには、計画的な予防保全を行いインフラ施設の長寿命化を図ることで維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減するとともに、将来の修繕工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。



嵐山町公共施設等総合管理計画

令和 4年(2022)3月 改定 平成29年(2017)3月 策定

嵐山町

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1 TEL 0493 (62) 2152

URL : http://www.town.ranzan.saitama.jp/